

平成29年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成29年6月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 1 番議員 | 喜田 修 | 9 番議員 | 西岡 恵子 |
| 2 番議員 | 古川 義夫 | 10 番議員 | 西川 良夫 |
| 3 番議員 | 小川 幸英 | 11 番議員 | 森 彪 |
| 4 番議員 | 林 茂 | 12 番議員 | 永濱 茂樹 |
| 5 番議員 | 安藝 広志 | 13 番議員 | 奥村 晴明 |
| 6 番議員 | 鳥海 典昭 | 14 番議員 | 佐野 慶一 |
| 7 番議員 | 矢部 幸一 | 15 番議員 | 平石 賢治 |
| 8 番議員 | 徳元 敏行 | 16 番議員 | 森 志郎 |

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 石川 智能 |
| 副町長 | 友竹 哲雄 |
| 監査委員 | 林 健太郎 |
| 教育長 | 和田 哲雄 |
| 教育次長 | 下竹 啓三 |
| 会計管理者 | 奥田 浩志 |
| 総務課長 | 梯 達司 |
| 福祉課長 | 森 伸二 |
| 企画政策課長 | 高橋 英夫 |
| 税務課長 | 藤本 伸 |
| 健康推進課長 | 高田 俊男 |
| 社会教育課長 | 近藤 政春 |
| 住民課長 | 佐野 正洋 |
| 生活環境課長 | 石川 洋至 |
| 建設課長 | 近藤 孝公 |

| | |
|---------------|-------|
| 経済産業課長 | 森 美津子 |
| 下水道課長 | 賀治 達也 |
| 水道課長 | 森 隆幸 |
| 西クリーンステーション所長 | 高木 律生 |

5 議事日程

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第30号 | 平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第4 | 議第31号 | 藍住町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第5 | 議第32号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第6 | 報告第2号 | 平成28年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第7 | 報告第3号 | 平成28年度藍住町一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 第8 | 報告第4号 | 平成28年度藍住町特別会計(水道事業)予算繰越の報告について |
| 第9 | 報告第5号 | 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について |

平成29年藍住町議会第2回定例会会議録

6月6日

午前10時00分開会

○議長（森志郎君） おはようございます。青々とした田園風景が見られ、入梅を迎える季節となりました。本日は、平成29年第2回藍住町議会定例会に御出席をくださいます、ありがとうございます。

さて、クールビズ期間については、本会議においても節電に努めるとともに、藍の文化を発信していくということで、藍染めシャツ着用となっておりますので御了承ください。

ただいまから、平成29年第2回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（森志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。本日までに1件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。なお、本請願については、議会最終日に審議をいたしたいと思っております。

○議長（森志郎君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番議員、小川幸英君、4番議員、林茂君を指名します。

○議長（森志郎君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から20日までの15日間を予定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月20日までの15日間に決定しました。

○議長（森志郎君） 日程第3、議第30号「平成28年度藍住町一般会計補正予

算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第5、議第32号「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」の3議案及び日程第6、報告第2号「平成28年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第9、報告第5号「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） おはようございます。梅雨入りを迎える時期となり、町内でも田植えが行われ、緑の水田風景が広がるようになってまいりました。本日、平成29年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、諸般の報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず最初に、新聞等で報道されております、マイナンバーなどの個人情報の漏えいについてですが、平成29年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額決定通知書の送付時に、4名分の特定個人情報（マイナンバー）が漏えいする事案が発生いたしました。誤送付の通知書は既に回収、廃棄済みであり、関係事業所及び特定個人情報が漏えいした4名の方に説明の上、謝罪をいたしました。現時点で外部への流出は確認されておりません。

再発防止策といたしましては、データ入力時における反復確認の実施及び入力内容の照合作業の複数回実施の徹底など、チェック体制の強化を行ってまいります。

また、封入作業の方法を再検討し、通知書封入時の確認の徹底を図ってまいります。

誤送付をした納税義務者の皆様、関係事業所の皆様には、大変御迷惑をお掛けいたしました。また、町民の皆様方に不安を与えてしまいましたことを、心からおわび申し上げます。

次に、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業について申し上げます。相次ぐ入札の不調により関係者の皆様方には、大変御心配をお掛けいたしました。御存じのとおり本年3月に、西松建設株式会社と無事契約することができました。改めてお礼を申し上げます。

現在は、本格工事を進めるための仮囲いを設置中であります。この建設工事につきましては、外構工事までを含めると、約3年の期間を要することとなります。この間、周辺施設の関係者、また利用者の方々には大変御不便をお掛けすることとなりますが、安全第一で工事を進めていきたいと考えておりますので、何とぞ、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、小学校の教室等へのエアコン設置についてですが、2か年計画で4小学校を同時に行うこととし、平成28年度に電気設備工事を完了しております。

平成29年度には、空調機器の機械設備工事を行うこととしており、5月31日に4小学校それぞれの入札を実施し、落札業者を決定したところです。工事については、夏休み期間中に完了し、二学期から使用できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、水道施設の更新についてであります。近い将来にも発生が危惧される南海・東南海地震に備えるため、順次、水道施設の耐震化を進めており、耐用年数と定期点検の結果を見ながら年次的に行っているところであります。

このうち、災害時の最重要施設である第二浄水場自家発電設備更新工事の発注準備がこのほど整い、本年度末の完成に向け近く発注予定にしておりますので、御報告をさせていただきます。この工事は、昭和54年に設置されて以来38年が経過し、老朽化が進行している自家発電設備を更新するものです。発電機更新に併せ、既設煙突内のアスベスト入り耐火保温材の撤去工事も実施する予定にしております。

なお、この予算につきましては、今議会で報告をさせていただいております、平成28年度の繰越予算で執行する予定にしておりますので、併せて報告をさせていただきます。

また、他の設備や配水管についても、本年度策定予定の経営戦略に基づき、計画的に更新していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、6月1日に農業振興センター内に「藍住町消費生活センター」を開設いたしました。消費生活相談員2名を配置しており、相談時間は、毎週月曜日から金曜日の午前10時から12時と午後1時から3時までとし、窓口や電話でのトラブル相談や、子どもの消費教育、高齢者などの見守りネットワークの構築等、消費生活に関する推進を行ってまいります。

また、7月に徳島県庁内に開設予定の「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」

と連携をとることにより、消費者への情報提供を行い、町民の安全・安心が確保される体制づくりを行います。

次に、7月の農業委員の改選につきましては、改正法が適用となるため、農業委員14名、農地利用最適化推進委員6名が選任されることとなります。農業委員の14名につきましては、議会の同意が必要となりますので、議会最終日に御提案したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することになっておりますので、農業委員会の初会において委嘱されることとなります。委嘱された農地利用最適化推進委員の方々については、委嘱された後、御案内させていただく予定としております。

次に、南海トラフを震源とする地震が発生したとの想定により、6月4日に町民一斉避難訓練を実施しました。住民の皆さんや関係者、多数御参加いただき、避難所までの避難経路や、危険箇所及び所要時間の把握、避難所の防災施設等の確認を、行っていただいたところであります。

この後、秋には、南小学校での実施を予定しており、10月には津波浸水想定区域のある藍住東小学校で、保護者と児童による親子防災訓練も実施したいと考えております。

こうした訓練を重ねる中、多くの皆さんの御参加をいただき、防災意識の高揚、災害啓発に努めてまいります。

提案理由の説明に先立って、報告事項の最後となりましたが、あと半年で私の任期が四期16年を迎えるに際し、皆様に一言申し上げたいことがございます。

昔から、何事も進むは安く退くは難し、と言われております。また、古来より日本では責任のある立場の者は引き際を大切にすべき、とも言われております。私も自分の退く時期、すなわち自らの引き際につきましては、日本人としての美学を損なわないようにしたいと、かねてより熟考してまいりました。懸案の文化ホール建設も、めどがたった今、本年12月2日の四期目終了をもって退任するのが、最も適切な時期と判断いたしました。私はこの15年半の間、行政のトップとして町民の皆様の安心・安全のまちづくりと活力あるまちづくりを心掛けてまいりました。町の主要な施設は耐震改修工事が全て終了し、ゆめタウンの誘致も成功裏に終わり、文化ホールについても着工にこぎ着けることができました。至らない点もあったかもしれませんが、全身全霊を傾けてきた点だけは、誰にも負けないものと

自負しております。

この15年半の任期を振り返れば、悲しいことも、うれしいことも多々ありました。悲しいことの代表としては、長年、苦楽を共にしてきた北口高義副町長が、この1月に突然お亡くなりになられたことでもあります。私にとりましては、痛恨の極みでありました。逆にうれしいことの代表としては、長年、藍住町からオリンピック選手が出てくれればよいなと思っておりまして、バドミントン女子ダブルスの松友美佐紀選手が、町民として初めてオリンピックに出場し、しかも金メダルを獲得することができました。町民一丸となった応援の末の金メダルであり、私も歓喜の涙にむせびましたことは今でも鮮明に覚えております。

最後になりましたが、町民のためにを合い言葉に、談論風発の議論を重ねてきた議員の皆様並びに賢明かつ真摯に公務を遂行していただいた職員の皆様の御協力について、この場をおかりして心からお礼を申し上げるしだいであります。半年後には引退しますが、私には残された任期がございますので、精神誠意行政に取組、四期16年間の総括をいたしたいと存じます。以上、6月定例会の冒頭に当たり、諸般の報告並びに私の心中の一端を披瀝いたしました。議員の皆様におかれましても御賢察賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

第30号議案、「平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、年度末段階での収支見込みを踏まえて専決処分をしたものであり、歳入歳出それぞれ8,000万円を増額し、予算総額を134億9,000万円としたものであります。

これは、3月末において、歳入では、町税の収納見込みや特別交付税の額の確定による増額のほか、事業の進捗などにより歳入を見直し、歳出についても各事業の実績見込みにより、不用額が見込まれるものについて減額を行い、財源の確保を図ることによって、基金への積立金を2億4,848万9,000円増額することとしたものであります。

第31号議案、「藍住町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、原則として平成29年4月1日から施行されたことに伴い、藍住町税条例を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正する条例の専決処

分を行ったものであります。

主な内容につきましては、個人住民税に関する改正のほか、保育の受皿整備の促進のため、固定資産税の課税標準の特例措置導入、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し等であります。

第32号議案、「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、原則として平成29年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正する専決処分を行ったものであります。主な内容につきましては、軽減措置の拡充が講じられたことであります。

これらの議案のほか、報告案件といたしまして、「平成28年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び「平成28年度藍住町一般会計継続費繰越計算書」及び「平成28年度藍住町特別会計（水道事業）予算繰越」の報告について、繰越額が確定しましたので報告をさせていただいております。

また、藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類についても御報告をさせていただいております。後ほどごらんいただきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、3件の議案につきまして、提案理由とその概要を御説明いたしましたが、何とぞ、十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森志郎君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時33分小休

〔小休中に梯総務課長、藤本税務課長、補足説明をする〕

午前11時4分再開

○議長（森志郎君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。お諮りいたします。議案調査のため6月7日から6月13日までの7日間、休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、6月7日から6月13日までの7日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、6月14日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いします。本日は、これをもって散会といたします。

午前11時5分散会

平成29年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成29年6月14日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 1 番議員 | 喜田 修 | 9 番議員 | 西岡 恵子 |
| 2 番議員 | 古川 義夫 | 10 番議員 | 西川 良夫 |
| 3 番議員 | 小川 幸英 | 11 番議員 | 森 彪 |
| 4 番議員 | 林 茂 | 12 番議員 | 永濱 茂樹 |
| 5 番議員 | 安藝 広志 | 13 番議員 | 奥村 晴明 |
| 6 番議員 | 鳥海 典昭 | 14 番議員 | 佐野 慶一 |
| 7 番議員 | 矢部 幸一 | 15 番議員 | 平石 賢治 |
| 8 番議員 | 徳元 敏行 | 16 番議員 | 森 志郎 |

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 石川 智能 |
| 副町長 | 友竹 哲雄 |
| 監査委員 | 林 健太郎 |
| 教育長 | 和田 哲雄 |
| 教育次長 | 下竹 啓三 |
| 会計管理者 | 奥田 浩志 |
| 総務課長 | 梯 達司 |
| 福祉課長 | 森 伸二 |
| 企画政策課長 | 高橋 英夫 |
| 税務課長 | 藤本 伸 |
| 健康推進課長 | 高田 俊男 |
| 社会教育課長 | 近藤 政春 |
| 住民課長 | 佐野 正洋 |
| 生活環境課長 | 石川 洋至 |
| 建設課長 | 近藤 孝公 |

| | |
|---------------|-------|
| 経済産業課長 | 森 美津子 |
| 下水道課長 | 賀治 達也 |
| 水道課長 | 森 隆幸 |
| 西クリーンステーション所長 | 高木 律生 |

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

| | |
|--------|-------|
| 5 番議員 | 安藝 広志 |
| 12 番議員 | 永濱 茂樹 |
| 9 番議員 | 西岡 恵子 |
| 4 番議員 | 林 茂 |
| 3 番議員 | 小川 幸英 |

6月14日

午前10時開会

○議長（森志郎君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。なお、事前に議会運営委員会において、重複する質問について調整をいたしておりますので、御協力をお願いいたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森志郎君） それでは、まず初めに5番議員、安藝広志君の一般質問を許可いたします。

安藝広志君。

〔5番 安藝広志君登壇〕

●5番議員（安藝広志君） 議長より質問の許可を頂きましたので質問を行います。

まず初めに、ふるさと納税の今後の取組方針についてお聞きしたいと思います。5月7日の徳島新聞に、県内の市町村のふるさと納税額一覧が掲載されておりました。それを見ると、本町は県内で最も納税額が少なく25万円であり、赤字になっているとのことでありました。

このふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度また応援したい市町村への寄付制度という趣旨で始まったものでありますが、現在では、この本来の趣旨と大きく懸け離れ、返礼品を目当てに寄付をしているというのが実情のようです。魅力ある返礼品を用意した市町村には多くの寄付金が集まり、そうでない市町村には集まらないといった構図となっております。

そのようなことから、市町村が用意する返礼品もどんどん過熱し、寄付金が多い市町村では、その種類も豊富で、まるでカタログショッピングではないかというような状況となっております。

しかしながら、本来の趣旨と懸け離れているとはいえ、寄付金が多く集まれば、それを生かして福祉や教育など、様々な分野で新たな施策を展開することができ、また、魅力あるまちづくりを進めることができるのではないかと思います。本町では新聞で知る限り、その流れに乗っていないように感じます。

そこで、現在のふるさと納税の状況を踏まえ、今後本町ではどのような取組を進めていくのかをお聞きします。

次に、子育て支援への取組についてお聞きします。本町では平成37年をめどに、人口3万6,000人にすることを目標に掲げておりますが、その基盤となるのは、やはり子育てだと言えらると思います。子育てがしやすい環境を整えることで、人はその土地に定着し、安心して生活をしていくことができるのだと思います。

しかしながら、現状では待機児童が解消に至っていないばかりか、近くの保育所には空きがなく、離れた保育所に通わなくてはいけない、途中入所希望者が入所できない、保育料が高額になるため入所させることができない、又は働いても保育料に消えてしまい働く意味がないと、子育てをするお母さんからの声がありました。

これらの事情は放課後児童クラブにも言えることだと思えます。保育士や保育時間の拡充は今後必要なことだと考えます。町によっては保育料を無料化にすることにより、人口を増やしているところもあるようですが、本町では保育士の拡充、子育て費用の無償化などについて、どのように考え取り組んでいくのかお聞きします。

○議長（森志郎君） 高橋企画政策課長。

〔企画政策課長 高橋英夫君登壇〕

◎企画政策課長（高橋英夫君） 安藝議員さんの御質問のうち、ふるさと納税の今後の取組方針について答弁をさせていただきます。

本町の平成28年度のふるさと納税に係る寄付額は御存じのとおり、県下で最低の25万円でありました。また、本町の住民が他の自治体へ行った寄付額は794万6,000円となっております。

徳島新聞にも掲載されておりましたが、本町の場合、この差額が大きいので地方交付税では賄えきれず、実質的に赤字となっております。

県内で寄付額、寄付件数が共に多い市町村の状況をインターネット等で見ますと、地域の特産品を中心に、おおむね返礼品が充実しておりました。

また、徳島新聞にも連載されておりましたが、現在のふるさと納税制度は返礼品を期待して寄付を行っている場合が多く、本来の生まれ育った故郷への恩返しとい

う趣旨とは大きく懸け離れたところで動いております。

しかし、御指摘のとおり、寄付を集めなければ財政的に赤字となり、住民サービスの低下にもつながりかねませんので、返礼品の充実については十分に検討する必要があると考えております。また、この機会を生かし、地域産業の発展という観点からも取組の強化を進めていきたいと考えます。

具体的には藍製品の充実、新たな地域の特産品の掘り起こし、既存商店等との連携強化などを図りながら、返礼品の充実に努めたいと考えております。

また、本来のふるさと納税の趣旨に沿えるよう、住民の皆さんがこの町に愛着を持ち、ここがふるさとであると実感できるようなまちづくりについても、検討を進めていきたいと考えます。

なお、これらの取組については、一朝一夕に結果が出るものではございませんが、粘り強く取組を進めてまいりたいと考えますので、御理解のほどよろしくお願いたします。以上、ふるさと納税の今後の取組方針についての答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 森福祉課長。

〔福祉課長 森伸二君登壇〕

◎福祉課長（森伸二君） 安藝議員さんの御質問の中で、子育て支援について答弁させていただきます。

まず最初に、待機児童についてですが、保育所の待機児童数につきましては、4月1日時点で、0歳児1名、1歳児15名、2歳児5名、3歳児7名の計28名でしたが6月1日時点では、0歳児2名、1歳児18名、2歳児3名、3歳児9名の計32名となっています。また、放課後児童クラブにつきましては、現時点で待機はありません。

保育所での待機児童解消のための定員増の取組としては、平成26年度に藍住ひまわり保育園の大規模改修工事により30名、平成27年度に定員60名の藍住あおば保育園の認可化、さらに中央保育所の定員見直しにより24名、平成28年度あいずみ保育園の増築工事により30名、本年度に定員40名のニチイキッズあいずみ北保育園の新設を実施しています。これらのことから、平成25年度末で400名であった定員が584名となっています。

今後の取組につきましては、来年度に定員20名程度の認可外保育所の認可化を予定しています。また、平成31年度中の開所を目標に、定員70名程度の認可保

育所の新設についても検討しています。さらに、定員の20%以下を上限とした弾力化による受入児童数の増を実施することにより、待機児童の問題はおおむね解消できると考えています。

次に、保育士の拡充についてですが、保育士の確保は全国的にも困難な状況にあります。本町においては、臨時保育士の処遇改善を図るため、平成26年度に月額400円、平成27年度に月額200円、平成28年度に月額200円、本年度に月額100円増額し、月額を8,000円としています。さらに、平成28年度から新たに保育手当月額300円を創設しています。

また、民間の保育所についても国の制度改正により平成27年度から、毎年処遇改善が図られています。

次に、子育て費用の無償化についてですが、保育料等を全て無料とすることは、財政負担が大きいことから難しいと考えていますが、保育所では年収約360万円未満のひとり親の場合、第1子が半額以下、第2子以降は無料となります。また、市町村民税非課税世帯の第2子も無料となります。さらに、町独自の施策として所得に関係なく第3子以降は無料としています。

また、放課後児童クラブの利用料についても、年収約360万円未満のひとり親の場合、第2子が無料となります。また、市町村民税非課税世帯のひとり親の児童や第2子も無料となります。さらに、町独自の施策として所得に関係なく第3子以降は無料としています。

なお、今後の子育て費用減免の拡充については、財政状況や国の制度改正などを注視しながら、可能な範囲で子育て世代の負担軽減に努めてまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 安藝広志君。

〔5番 安藝広志君登壇〕

●5番議員（安藝広志君） 今、答弁いただいたことが、すぐに結果として現れるとは考えておりませんが、今後とも藍住町がより発展していけますように、職員の皆様の前向きな姿勢と、たゆまぬ努力に期待を申し上げて私の質問を終わります。

○議長（森志郎君） 次に、12番議員、永濱茂樹君の一般質問を許可いたします。

永濱茂樹君。

〔12番 永濱茂樹君登壇〕

● 12番議員（永濱茂樹君） 議長より許可を頂きましたので、通告に従い一般質問いたします。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

まず、防災対策、平成29年度吉野川・那賀川合同総合水防演習について、私も出席いたしましたので、町民の皆様方に当日の概要説明として、日時は平成29年5月21日、日曜日午前9時から12時、徳島市住吉4丁目地先（吉野川大橋南岸河川敷）、主催・平成29年度吉野川・那賀川合同水防演習実行委員会、国土交通省四国地方整備局、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、石井町、那賀町、藍住町、北島町、松茂町、板野町、上板町でした。目的・国土交通省、徳島県、県内市町村、水防団などをはじめとする関係機関等は、県内の水害発生時における水防活動や、水害の発生を未然に防止するための活動を行っています。これらの機関が密接な連携のもとに水防活動の実践、情報の伝達、人命救助を中心とした訓練を行うとともに、地域住民に各自で活動できる水防活動などを体験していただくことで、洪水・高潮等による災害に対する意識を高め、身近な問題として認識してもらうことを目的に、平成29年度吉野川・那賀川合同総合水防演習を実施しますとのことでありました。5月22日の徳島新聞に掲載されました。「吉野川堤防決壊防げ県など67機関が水防演習」を行いました。

大雨や台風のシーズンを前に、国土交通省四国地方整備局や徳島県など67機関の約700人が、21日吉野川の堤防決壊などに備える総合水防演習を徳島市の吉野川運動広場で行いました。超大型で猛烈な台風の影響で、吉野川の全水域で洪水になるおそれがあるとの想定で実施されました。流域市町の消防団員らが堤防の、のり面をビニールシートで覆って漏水を防いだり、堤防に入った亀裂の周りに土のうを積んで決壊を防いだりしました。電気や携帯電話などライフラインの復旧訓練や、ドクターヘリを使った負傷者の搬送訓練にも取組ました。会場には、土のう作りやロープ結び等の体験コーナーが設けられ、見学に訪れた500人が作業を通じて理解を深めたということでありました。総合水防演習は、四国四県の持ち回りで毎年開催され、県内で行われるのは4年ぶり9回目とのことでありました。

先ほども説明しましたように、国土交通省、徳島県県内市町村、水防団などをはじめとする関係機関等は、県内の水害発生時における水防活動や、水害発生を未然に防止するための活動を行っています。超大型で猛烈な台風の影響で、吉野川の全水域で洪水になるおそれがあるとの想定での実施でありました。いつ、どこで予期せぬ豪雨災害が起こるのかを想定、堤防の決壊も視野に入れた対応策、行政とし

て今後どのような対策を講じられるのかお伺いします。

次に、町民一斉避難訓練、地域で取り組む防災対策、日時・平成29年6月4日、日曜日午前9時から11時まで、会場・指定避難所、町内各小学校と中学校。この度の町民一斉避難訓練は、主に自治会や自主防災組織を対象にとのことでありました。町では、この訓練を契機に地域内で共助の意識を高めて、自主防災組織の活性化を図りたいと考えています。

防災対策は、自助・共助・公助の3助の連携が基本であると言われていています。中でも、南海トラフ巨大地震のような大規模地震の発生直後は、自助・共助・公助が中心となります。大地震が発生した場合、行政や警察、消防等の各防災関係機関も皆さんと同様に被災してしまいます。そのため、これらの機関に迅速な救助・救出活動を望むことができません。そこで人的な被害を軽減するためには、地域で共に協力しながら救助や救出・避難活動を行わなければならないと言われていています。

今回の町民一斉避難訓練には、地域で取り組む防災対策の一つとして、自治会や自主防災組織単位での参加でした。避難するときは、隣近所で声を掛け合い、皆で助け合って避難しましょうと認識されました。私も当日、避難場所である藍住北小学校へ行くのに、危険箇所の点検はもちろん、何分掛かるのか所要時間と万歩計を持って、歩数の確認をいたしました。

また、藍住北小学校は体育館の2階が避難場所であるので、高齢者・障がい者の方には階段はきついと感じました。中には、小さい酸素ボンベを持った方もいました。藍住北小学校のように避難場所が2階の場合、今年は設営等の人数不足でありましたので、課題として来年度からは人員を増やして、例えば、地域の各消防団の方とか、消防のOB・防災団の方などをお願いして介助対策を講じていただきたいと思います。

また、自治会や自主防災組織等については、機能がしっかりしていてリーダー共助対策が十分にできていると感じました。中でも避難時のリュックサックでの参加の方も何人か見えて良い心構えだと思いました。

この度の地域で取り組む防災対策、町民一斉避難訓練、結果と情報収集、今後の課題を伺いたいと思います。

次に、「子どものスポーツ診察室、運動中、手足に捻挫や打撲などの外傷を負ったとき、適切な処置をするかしないかで、その後の回復が左右されます。早くけがを治して、競技に復帰するためには、正しい応急処置が大切であります。徳島大学

院運動機能外科学分野の和田佳三医師の正しい処置の方法によると、外傷の応急処置スポーツ外傷の処置には、四つのポイントがあるとのこと。①レスト（安静）②アイス（冷却）③コンプレッション（圧迫）④エレベーション（患部を持ち上げる）それぞれの英語の頭文字をとり、R I C E（ライス）と呼ばれます。例えば、足首を捻挫した場合、痛めた靭帯の回りに内出血が起こるのを放置しておく、患部周辺の皮下組織（筋肉など）に血液成分が広がってしまいます。内出血が進行すると患部が腫れて症状が悪化し、回復が遅れる要因となります。けがの範囲が広がる「2次損傷」です。R I C Eはこうした流れを食い止めるために行います。「安静」は、競技から離れて運動を軽減することを指します。運動を完全にやめてしまうと、筋肉や関節が固くなってしまふことがあります、早期の競技復帰を妨げる恐れがあります。痛みを感じない程度に動かしたほうがよい場合もある。」と言われております。「他の3項目は同時に行います。氷などを患部に当てて冷やし、スポンジの上から包帯を巻いて圧迫します。患部は心臓よりも高い位置に上げ、なるべく血行を抑えるようにします。「冷却」は、患部の深層を冷やすように心掛けます。冷凍庫から出したばかりの氷はマイナス10度程度です。そのまま当て続けると、冷え過ぎて凍傷の恐れがあります。水を足したり、細かく砕いたりして表面を約0度に保つと、効果的に皮下組織を冷やすことができます。冷却時間は、20分冷やして60分中断するサイクルを基本に1～3日間続けます。子どもの場合は大人に比べて筋肉が少ないため、20分たっていないくても患部の感覚がなくなったら、いったん中断します。捻挫などへの対処として、湿布薬も普及しています。だが、皮下組織の冷却効果は低く、受傷直後の使用は適しません。血行促進の成分が含まれていると、内出血が進んで症状を悪化させる恐れもあります。冷却スプレーも、皮膚の表面を冷やすだけなので、アイシングには向きません。「圧迫」の際は、治療用のスポンジを当て、強すぎない程度に包帯で巻きます。内出血の広がりを防ぐことで、腫れを抑えることができます。R I C Eは、比較的軽い外傷にも効果があります。骨折や脱臼といった重症例や、頭、首、体のけがは対象外です。意識がない場合などは、負傷者を動かさずに速やかに救急車を呼ぶことです。R I C Eは、あくまでも医師に診てもらったまでの応急処置です。医師と相談しながらきちんと治療し、早期の競技復帰を目指そう。」と言われておりました。

次に、子供たちの健康管理対策について、学校でのスポーツクラブ活動に備え、先生・保護者・関係機関ともよく相談して、子供たちの発育状況の段階に合わせた

指導をしていただき、健全な体力づくりと対策を講じていただきたいと思います。
子供たちのスポーツ診察室（外傷の応急処置対策）等についての専門の講師を迎えて講演をしていただきたいと思います。

次に、町民農園の復活、今後の推進対策です。近年野菜類の高騰で、消費者の皆さん方は大変困惑しています。以前にも、耕作放棄地・休耕地対策、農地と環境改善整備推進事業として、例えば、行政と農地銀行が休耕地の土地所有者への仲介に入り、無償で1年ごとの借地契約で責任管理され、土地を有効利用されるのはどうでしょうか。

また、家族と子供たちの学習農園を推進される等して、子供たちが、育てる苦労・収穫の喜びを味わい、そして作物を育てる心構えを子供と共に学ぶことで、食育につながり、家庭教育ができると思います。無農薬栽培、体を動かすことで、健康保持にもなります。町民農園の推進、休耕地対策、広報あいずみ等での呼び掛け対策を講じていただきたいと思います。以上、答弁を頂き再問いたします。

○議長（森志郎君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） それでは、永瀆議員さんの御質問の中で、防災対策について答弁をさせていただきます。

まず最初に、豪雨災害への対策についてですが、水防法の改正により、平成28年6月に最大級の降雨を想定した浸水想定区域が発表されました。この新たな想定では、吉野川が氾濫した際、町内ほぼ全域で、3メートルから5メートルの浸水被害が発生するおそれがあり、住民は3階建て以上の建物に避難する必要があります。これを受け、本町においても、高度な水害対策を講じることの必要性を強く感じております。

今年度における取組といたしましては、国が公表した想定最大規模豪雨を洪水ハザードマップに反映し、全戸配布を予定しております。また、例年、国と町で過去の洪水で堤防が破損した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所の合同点検を実施しておりますが、今年度においては、住民の方にも危険な箇所を知ってもらうとともに、水防意識の向上を図ってもらうため、地域の自主防災組織の方々と合同で点検を実施しました。

また、7月には国と連携し、洪水リスクに関する住民意識調査を実施したいと考えています。この調査の目的は、住民の洪水に対する意識調査を基本としています。

が、調査結果を基に、町の減災に向けた取組内容についての重要度や周知度を分析し、より効果的、効率的な減災に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思います。

次に、町民一斉避難訓練についてですが、議員さんから御説明を頂きましたとおり、この度の避難訓練は、地域で取り組む防災対策ということで、主に自治会や自主防災組織を対象としており、地域における防災意識の高揚を目的としております。今回の訓練では藍住町全体で1,222名の方に御参加いただきました。そのうち、自治会・自主防災組織としての参加が506名、家族等の一般参加が716名であり、参加者の約41%の方が、自治会・自主防災組織として御参加いただいております。

また、訓練参加者に行ったアンケート調査では、御近所の方と声を掛け合っ一緒に参加できて良かった、避難場所まで何分ぐらいで行けるか知ることができた、という意見を頂いた一方で、体験コーナーをもっと増やしてほしいや避難所のスタッフが不足していた、という意見も頂きました。訓練の結果について、参加者のうち4割を超える方々に自治会・自主防災組織として御参加いただいております。訓練の目的である地域における防災意識の高揚という点は、ある程度達成されたと思われま

す。また、避難所の運営について、議員さんからも御指摘を頂いておりますように、配置した職員数では、十分な対応ができなかった避難所もありました。実際に大規模災害が発生した場合も避難所の開設、運営するための十分な職員数が確保できない状況も想定されます。今回の訓練で発生した問題点を生かし、災害時にもスムーズな避難所の開設、運営ができるよう検討していきたいと思います。

また、アンケート調査で参加者から寄せられた意見等につきましては、今後の訓練や防災対策に活用していきたいと考えております。また、この訓練の本来の目的であります地域における防災意識の高揚、それに伴う自主防災組織の結成促進についても、より一層推進してまいりたいと思いますので、今後とも御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤政春君登壇〕

◎社会教育課長（近藤政春君） 永瀆議員さんの御質問のうち、子供のスポーツ診察室及び子供たちの健康管理対策についての御質問に答弁をさせていただきます。

少年期におけるスポーツ活動は、子供たちの健全な育成に果たす役割が大きく、大変有意義な活動であります。その活動においてスポーツ障害が発生しないよう、十分留意する必要があると考えています。現在、子供のスポーツ活動といたしまして藍住町スポーツ少年団には、24団体479名が加盟しております。スポーツ少年団では、指導者研修会、母集団研修会を2月から3月にかけて年1回開催しています。研修内容については、本部役員会、委員会で、どのような研修内容がよいか、意見を出してもらい計画をしております。

平成28年度の研修内容は、体力向上への食事法指導、病気の予防やストレスに強い体力づくりができるお話を講師として管理栄養士の資格を持つ食アスリートジュニアインストラクターを招いて行いました。平成27年度には日本体育協会公認アスレチックトレーナーを招いてテーピング講座を開催しております。

このように毎年、指導者が子供たち一人一人の発達段階に応じた適切な練習の実施や、勝利至上主義に陥らず人としての成長に最重点を置くように、いろんな研修会を通じて情報提供を行っているところです。

指導者としては、子供たちのけがが一番の心配でありますので、練習時間の約3割を柔軟体操、ウォーミングアップ及びクールダウンに費やしていますが、運動中の捻挫、打撲など外傷を負ったときに適切な正しい応急処置ができるよう、これからの研修内容として、議員御指摘の子供たちのスポーツ診察室等についての専門の講師を迎えての講演などを視野に入れながら、本部役員、委員と相談して計画していきたいと考えております。

また、研修会には、指導者・保護者のみならず、学校の先生や関係機関にも参加していただけるよう周知したいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 森産業経済課長。

〔産業経済課長 森美津子君登壇〕

◎産業経済課長（森美津子君） 永瀆議員さんの質問のうち、町民農園の活用、今後の推進対策について答弁させていただきます。

町民農園につきましては、農作業の体験の場を提供し、自然の良さと農業を楽しみ収穫の喜びを体験することにより、農業に対する意識の高揚を図るとともに、農業の振興に資することを目的に、平成18年8月に富吉ふれあい農園34区画、平成21年5月には、耕作放棄地再生利用推進事業により勝瑞馬木いきいき農園を2

3区画開園しています。

それぞれ1区画約30平方メートルで、使用料は年間6,000円、利用期間は4月1日から3月31日の1年間ですが、2回まで更新することができますので、最長3年間の利用が可能となります。空き区画がある場合は広報あいずみに掲載し、募集を行っています。農園を利用することにより、自然の中で体を動かし、汗を流して収穫の喜びを知っていただくなど、家族、地域のコミュニケーションの場となると思いますので、今後も町民農園の募集につきましては、広報、ホームページに掲載し、広く周知、案内を行っていきたくと考えていますので、御理解をお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） ただいまより再問します。まず防災対策、豪雨対策について今年度の取組としては、国が公表した想定最大規模豪雨を洪水ハザードマップに反映し、全戸に配布を予定しているとのことですので、よろしく願います。また、7月には国と連携して洪水リスクに関する住民意識調査を実施とのことでした。そして、調査結果を基に町の減災に向けた取組内容について重要度や周知度を分析し、より効果的な減災に向けた取組を推進したいと考えておりますとのことでしたが、取組内容を十分把握されて、住民の方が分かりやすく理解できるような施策を講じていただきたい。周知度の推進であります。

また、徳島新聞6月10日の朝刊掲載によると津波想定、堤防かさ上げとして無堤地区の解消策に、国土交通省四国地方整備局は9日、吉野川水系河川整備計画の変更原案を公表しました。東日本大震災を受け、旧吉野川と今切川での津波対策を強化する、従来は3メートル潮位に耐えられるよう施工していたが、高さ5メートルから6メートルの津波を想定し、堤防のかさ上げや築堤が推進されています。吉野川の県内全ての区間で、無堤地区の解消にめどが立ったと言われていています。行政としても、国・県と連携し豪雨災害対策内容をよく把握されて、今後の対策を講じていただきたいと思います。

次に、町民一斉避難訓練について、訓練参加者のアンケート調査では、御近所の方と声を掛け合って一緒に参加できて良かった、避難場所まで何分ぐらいで行けるか知ることができた、一方では、体験コーナーを増やしてほしい、避難所のスタッフが不足していた、との意見でした。スタッフ不足に対しては、地域の状況をよく

把握されている地区協の役員の方に協力していただいたらどうでしょうか。体験コーナーについては、年2回の避難訓練なので次の訓練で、取組されると認識しています。今回の訓練で発生した問題点を生かし、災害時にもスムーズな避難所の開設運営ができるよう検討しますとのことですので、よろしくをお願いします。

次に、子供のスポーツ健康管理対策について、平成27年度は、日本体育協会公認アスレチックトレーナーを招いてのテーピング講座の開催、平成28年度の研修内容では、体力向上への食事法指導、病気の予防ストレスに強い体力づくりができる話を管理栄養士の資格を持つ講師を招いて開催されたとのことでした。平成29年度の子供たちのスポーツ診察室等については、専門の講師を迎えての講演を視野に入れながら計画したい、研修会には指導者・保護者・学校の先生や関係機関にも参加していただけるよう周知とのことでありましたが、要望として、日時を考えて当人、子供たちも参加できるように対策を講じていただきたい。以上、答弁により再々問いたします。

○議長（森志郎君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 永瀆議員さんの再問の中で、防災対策について答弁をさせていただきます。

まず最初に、豪雨災害への再問についてですが、本町においても、高度な水害対策を講じることの必要性は強く認識しております。御指摘のように、国・県と連携を密にし、より効果的、効率的な減災に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、町民一斉避難訓練についての再問についてですが、避難所の運営について、今回の訓練で発生した問題点を生かし、災害時にもスムーズな避難所の開設、運営ができるよう検討していきたいと考えております。また例年行っております防災避難訓練については、今年度1か所の実施に向け作業を進めているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤政春君登壇〕

◎社会教育課長（近藤政春君） 永瀆議員さんの再問のうち子供のスポーツ管理対策について答弁をさせていただきます。

研修会につきましては、日時等を考えて当人、子供たちも参加できるよう対策を講じていただきたいとのことですが、これまでの研修会は、2月から3月の時期に実施しておりましたが、子供たちを含めより多くの方が参加できるよう、夏休み・冬休みなど比較的に子供たちが参加しやすい時期を検討し、実施していこうと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 永瀆茂樹君。

●12番議員（永瀆茂樹君） ただいまより再々問いたします。私が質問いたしました内容をよく吟味されまして、御検討いただき実行していただきますよう、よろしく願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（森志郎君） 次に、9番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。
西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 議長より許可を頂きましたので、ただいまより6月議会一般質問を始めます。

まず最初に、質問事項、教育・いじめ予防教育についてから始めてまいります。少子化社会の中、子供たちには健やかな成長、幸せな人生を過ごしてほしいと願いますが、その環境は必ずしも安全・安心な場所ばかりではありません。保護者による虐待や学校内外でのいじめ問題が後を絶たず、報道される度に、なぜ、どうしてと、心が痛みます。

さて、本町においては、いじめ防止対策として、平成24年から鳴門教育大学と連携して、予防教育に取り組んでいると、昨年3月議会の一般質問の際、答弁がありました。この時には、学力低下を防ぐ対策、子供の心の安定への取組において、自己肯定感と規範意識が改善され学力が向上、子供たちの心も安定方向に向かっている、とのことでした。心の安定や自己肯定感の育成、規範意識の育成、ひいてはいじめ対策につながる予防教育の具体的内容について尋ねます。

また、この予防教育の実践に当たり、過去には奈良県から、今年の5月25日には、宮城県議会のいじめ・不登校調査特別委員会の委員が、いじめを未然に防ぐ予防教育の先進地視察で西小学校に来られたようですが、宮城県からの視察状況について尋ねます。

次に、福祉事項、乳がん検診についてお尋ねをいたします。乳がんは、がんの中

でも日本女性がかかる割合がトップ、増加の一途をたどっております。50年前には50人に1人でしたが、現在は12人に1人、2015年の罹患者数8万9,400人、うち1万3,800人が亡くなっています。乳がんによる死亡率を下げるためにも、検診受診率を上げることが非常に重要と考えます。

藍住町が実施している乳がん検診については、40歳以上の方を対象として2年に一度、集団検診又は医療機関検診で、問診触診やマンモグラフィー検査で実施されていますが、まず、受診者数と早期発見につながった数についてお尋ねをいたします。

このマンモグラフィー検査で、がんが見逃される可能性があると聞きました。原因として、40歳以上の4割の方が、高濃度乳房という体質で、映像としては白く映り、がんを見分けがつかないとのこと。高濃度乳房の通知は、各自治体判断とのことですが、本町はどうしているのか尋ねます。

次に、男女共同参画社会の実現について尋ねます。女性活躍推進行動計画が昨年4月施行、また、本町の第2次藍住町男女共同参画プランにも示されていますが、男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現をするためには、政策決定の場に女性が必要ということから、女性管理職登用の数値目標は30%、審議会における女性委員の登用率は40%以上と設定されています。平成29年度の現状について尋ねます。

また、男性の育児休業の取得率10%となっていますが、現状はいかがでしょうか。

最後に、防災について、お尋ねをいたします。本町の指定避難所としての体育館の耐震化率は、100%とのことですが、6月4日の防災訓練の際、西小学校体育館で、建築関係者より体育館の耐震性について聞かれました。指定避難所の耐震性については、明確に定められていないとのことですが、天井・照明器具・バスケットゴールの点検はどのようにしていますか、お尋ねをいたします。答弁により再問をいたします。

○議長（森志郎君） 和田教育長。

〔教育長 和田哲雄君登壇〕

◎教育長（和田哲雄君） 西岡議員さんの予防教育の具体的内容、並びに宮城県議会の先進地視察の状況についての御質問に答弁申し上げます。

まず、予防教育の具体的内容についてですが、予防教育とは、子供たちに問題行

動が発生してから事後的に対応するのではなく、問題行動が起きないように予防的に対応しようとする実践的行動科学です。予防教育の重要性にいち早く注目したのが、アメリカとイギリスであり、大脳生理学と心理学の観点を踏まえ、実践に向けて研究開発が進められてきました。その成果を見て、オーストラリア、日本、フィンランドなどでも研究が行われるようになりました。

予防教育は、基本的理念は各国同じですが、画一的なものではなく、国民性や子供の実態に応じて様々な応用編があります。

日本の教育研究機関で最も先行しているのが、鳴門教育大学予防教育科学センターで、現在、徳島県をはじめ、京都府、愛知県、岐阜県、兵庫県、岡山県、福井県、群馬県などで、鳴門教育大学の予防教育が実践されています。

鳴門教育大学の予防教育には、自己信頼心の育成、感情の理解と対処の育成、向社会性の育成、ソーシャル・スキルの育成などのプログラムがあり、各々、各学年8時間又は4時間ずつの基本構成となっています。それぞれ、小学校3年生から中学校1年生までの5学年にわたり、子供の発達段階に応じたプログラムが編成されています。

予防教育では、ビジュアルな映像や効果的な音声を用い、子供たちの五感に直接的に呼び掛けます。また、アニメの中のストーリーを通じて、悲しい体験や克服できた時の成功体験を、疑似的とはいえ、子供たち自身が追体験できるように設定されています。

予防教育は、自分は大切な存在、同様に仲間も大切な存在、ということを左脳で論理的に理解していただくだけではなく、右脳で直感的に体験していく世界でもあります。いじめについても、いじめはいけないことと、左脳で論理的に理解するだけではなく、いじめを受ける悲しみを自分のこととして右脳で直感的に体験し、自分は絶対にいじめをしないと、自覚・決意していく世界です。

予防教育の本質は、アニメやゲームを活用しながら、いつの間にかストーリーの登場人物になりきって、子供たちが疑似体験しながら、人として大切なことを自然に納得し、身に付けていく点にあります。藍住町教育委員会としては、予防教育の本質を現代版道徳教育と位置づけています。

次に、宮城県議会の藍住西小学校視察について答弁申し上げます。宮城県議会では、最重要テーマの一つに「子どものいじめ防止」が挙げられており、特別委員会を組んで研究しているとのこと。

徳島新聞に掲載されましたように、5月24日、宮城県議会議員など御一行13名が、藍住西小学校4年1組の予防教育授業を視察し、その後、別室で藍住西小学校、藍住町教育委員会、徳島県教育委員会の関係者を交え、活発な討論会が行われました。

視察の経緯を申し上げますと、宮城県議会から鳴門教育大学予防教育科学センターに連絡があり、「いじめ防止の観点から、宮城県議会では予防教育に注目している。どこか適切な学校を視察したいので紹介していただきたい。」との要請があったことが発端でした。鳴門教育大学からは「藍住町をお薦めします。藍住町では全小中学校で対象学年の全クラスで実施しています。学校だけでなく教育委員会の話も聞けるとおもいます。」との回答があり、そのような経緯で藍住町への視察案が浮上し、本町で視察を引き受けた次第でした。

討論会では、各種質問があり藍住町として次のように答えました。藍住町では、いじめ防止の観点から予防教育を始めたのではなく、子供たちの自己肯定感や規範意識を高めるために実施し、結果として、子供たちが次第に落ち着いてきました。全国学習状況調査のアンケート結果を見ても、子供たちの自己肯定感や規範意識が高まってきた点は事実です。予防教育は万能薬ではないが、効果は高いと感じています。何よりも子供たちが、予防教育の時間を楽しい、おもしろいと心待ちにしていることが、藍住町独自の予防教育アンケートでも判明しています。などの資料を基に説明し、宮城県議会の皆様は、納得した御様子で、藍住西小学校を後にされました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 高田健康推進課長。

〔健康推進課長 高田俊男君登壇〕

◎健康推進課長（高田俊男君） それでは、西岡議員さんの御質問の中で、乳がん検診について答弁をさせていただきます。

まず、町が実施いたしました平成28年度の乳がん検診の結果でございますが、40歳以上の対象者の方が1万491人、うち受診者数は707人ございました。検査結果で、要精密検査必要者が65人、そのうち異常認めずが19人、がん以外の疾患であった者が38人、がんであった者が3人、未受診者等が5人という結果でありました。

次に、マンモグラフィ検査での高濃度乳房の結果通知についてですが、藍住町を含め県内市町村では、徳島県生活習慣病管理指導協議会乳がん部会が検討し、作

成されました「徳島県乳がん検診実施要領」に基づき、乳がん検診を実施しております。そして、その要領では、結果の通知区分が、検査結果を総合的に判断し、精検不要と要精検に区分するとしかなっておりません。そのため、高濃度乳房についての通知はできていないのが現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 高橋企画政策課長。

〔企画政策課長 高橋英夫君登壇〕

◎企画政策課長（高橋英夫君） それでは、西岡議員さんの御質問のうち、男女共同参画社会の実現に関する答弁をさせていただきます。

最初に、御質問の女性管理職登用の数値目標につきましては、藍住町特定事業主行動計画の中で、30%を目標といたしております。このことについては、主幹以上の管理職を含む平成29年度の実績で40%となっており、目標を達成しております。

次に、審議会における女性委員の登用率につきましては、第2次藍住町男女共同参画プランの中で、登用率を40%以上として目標を設定しておりますが、平成28年度の実績では28.7%となっております。

最後に、男性の育児休業の取得率につきましては、同プランの中で、取得率を10%として目標を設定しておりますが、平成28年度の実績では取得者はいません。

審議会における女性委員の登用率につきましては、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するという観点から、また、男性の育児休業の取得率につきましては、家庭、地域社会への男女共同参画を促進するという観点から目標の達成に向け、今後、啓発活動などを強化し、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上、男女共同参画社会の実現に関する質問の答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、西岡議員さんの防災について、指定避難場所としての体育館について、天井・照明・バスケットゴールの点検整備はどのようにしているのか、という御質問にお答えいたします。

各小中学校の体育館における、天井・照明などのいわゆる非構造部材については、平成24年度に耐震対策調査を実施し、必要とされた耐震化事業の実施により、平成26年度に東小学校、東中学校を、平成27年度に北小学校、南小学校、藍住中

学校を整備し、吊天井を撤去するとともに、照明器具には落下防止措置を講じています。西小学校については、新基準により建築しており、吊天井はなく、照明器具は直接構造部材に取り付けられているため、耐震性に問題はないものと考えています。また、バスケットゴールについては、吊り下げ式・壁付け式などの種類がありますが、耐震化事業に合わせて整備したほか、定期的に点検することとしています。

完成から3年を経過した町民体育館については、平成28年度に避難所緊急安全診断事業によって点検を行い、安全性に問題はないとの報告を受けています。以上、答弁といたします。

○議長（森志郎君） 西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 答弁を頂きましたので、ただいまより再問に移ります。

教育の部分で、いじめ・予防教育について、具体的内容について答弁を頂きました。予防教育の実践で、子供たちの自己肯定感67.6%から80.7%、規範意識が40.6%から54.8%に上がったとの実証データも、鳴門教育大学のほうに上がっておりました。予防教育実践は、本町の子供たちを確実に、自分に自信が持てるように成長させ、他者に対して、関係性が育成、社会性も芽生えてきていると考えております。

この度の質問に当たり、様々な資料を調べる中、今年1月、第36回全国中学生人権作文コンテストで、内閣総理大臣賞に選ばれた旭川市立永山中学校2年生の紙谷桃歌さんの作文によりますと、「日本のいじめ対策は間違っている」というタイトルで書いてありました。自分の体験を踏まえ、いじめを分析、いじめのストッパーが必要、そのためには、正しい善悪の判断ができること、自分の意見を持つこと、他人の意見を尊重することの3つの条件が必要。また、何かあれば、問題を提起し、学級活動などで、全員で話し合いながら、解決をしていく活動があったと書いています。

今、本町で実践している予防教育は、これら全てを網羅しているのではと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、乳がん検診についてお答えを頂きました。対象者に対して、受診者数が少ないのがとても気になります。何とか受診率を上げていく方法を考えないと、と今思っているところです。

それと、高濃度乳房の方への通知はしていないとのことですが、自治体の検診で

は、乳腺のタイプや、密度は必ず判定され、結果表に記録が残されていると聞きました。本人に伝えるべき情報と思いますが、いかがでしょうか。異常が見えにくい乳房でも、異常なしと通知する可能性が高いのではと、心配をいたします。

乳がん発見率を高めるためには、マンモグラフィと超音波検査を併用することで、早期発見率が1.5倍に高まると言われております。超音波検診も視野に入れた乳がん検診が必要と考えますが、今後の実施計画について尋ねます。

続いて、男女共同参画社会の実現について尋ねます。女性管理職の割合は、平成29年4月1日現在で、全体で40%、目標値30%を達成しております。続いて、審議会委員への女性の登用は、平成28年4月1日現在で、28.7%、目標値が40%なので、努力が必要な数値と思います。

次に、男性の育児休業取得率目標値は10%、先ほども御答弁頂きましたが、現在、取得者数はゼロということでございます。男性が取得できない理由は何なのでしょう。女性が働き続けられる社会を目指すのであれば、男性の子育て参加が重要と、成長戦略の中で打ち出しています。これに逆行している部分と考えます。

厚生労働省によると、3割を超える男性が育休を取りたい、育児のための短時間勤務制度を利用したい、と考えているようですが、現実には、男性社員の育児支援に対する根強い抵抗感があるとのこと。本町においても、石川町長も第2次藍住町男女共同参画プランにおいて、固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、男女ともに活動の選択肢を狭め、家庭内における暴力などの人権侵害など、多くの課題が残されていると述べられております。目標達成への今後の具体的取組について、再度、お尋ねいたします。

最後に、防災についてお答えを頂きました。各小中学校は、年次計画できちんと、耐震性を重要視して、直しているようにお答えを頂きました。文部科学省が出している手引書によると、危ないのは天井の落下防止と、それから、照明器具をきちんとする、そういうことも述べられておりましたが、それらについても、きちんと整備をしているというお答えを頂きました。今後とも万全を期すように、何せ、生命と財産を守るために、体育館に皆様方が避難をしてきたという所ですので、更なる点検をよろしく願いをしておきます。再問に対しての答弁を頂きまして、再々問があればさせていただきます。お願いいたします。

○議長（森志郎君） 和田教育長。

〔教育長 和田哲雄君登壇〕

◎教育長（和田哲雄君） 西岡議員さんの予防教育に関する再問に対して答弁申し上げます。

藍住町では、予防教育を平成24年度に試行し、平成25年度から本格的に始めました。小学校の3年生から始めて徐々に対象学年を拡大していき、昨年度、平成28年度に、やっと最終プログラムが用意されている中学校1年生まで到達することができました。中学校1年生の予防教育終了時点で、中学校1年生対象とした予防教育のアンケート、独自アンケートを実施してみました。やはり、中学校1年生というのは、思春期に入って非常に情緒的に不安定な時期で、なかなか、ケアを要する世代でもございます。その結果を若干報告します。

予防教育の授業は楽しかったですか。という設問に対しまして93.2%の生徒が楽しかったと答えました。予防教育での授業は役に立ちましたか。との設問に対しましては、93.6%の生徒が肯定的な回答をいたしました。予防教育で学んだことを生かして、人の立場に立って、人の気持ちを感じ、人を助けたり手伝ったりすることができると思いますか。との設問に対しましては、94.8%の生徒が肯定的に回答をいたしました。

自由記述アンケートもございまして、時間の関係で二例だけ御紹介いたします。「予防教育で、いじめや相手の気持ちを考えて行動することを学びました。予防教育のように、人がいじめられていたら、助ける思いでがんばろうと思います。」それから、もう一例は、「予防教育の授業中だったらできていたことも、いざ本番になると、授業でやったようなことができるか分からないけど、できたらきっといいと思うので、できるようになりたいです。」という回答もございました。以上、いじめの傍観者にはなりたくないとの思いを子供たちが強く持ったというふうに感じました。

否定的に聞こえるかもしれませんが、私は、たとえ、予防教育を実践していても、いじめはなくなるものとは認識しています。いじめは「いつでも、どこでも、誰にでも」起こり得るものだと思っています。

しかしながら、予防教育を実践・継続していくことにより、子供たちの心の中で、いじめへの歯止めが掛かったり、これではいけないと本来の優しい気持ちに立ち返ったり、あるいは、傍観者の立場からいじめを止める立場に自らを転換したりと、必ず効果が表れてくるものと思います。以上をもちまして、再問に対する答弁いたします。

○議長（森志郎君） 高田健康推進課長。

〔健康推進課長 高田俊男君登壇〕

◎健康推進課長（高田俊男君） それでは、西岡議員さんの乳がん検診についての再問に対して答弁をさせていただきます。

日本人女性のおよそ4割は、高濃度乳房という体質だと推定されております。そして、がんが乳腺に隠れて画像に写りにくく、見逃しのリスクも指摘されております。また、患者団体からも批判が出てきております。

全国では、既に高濃度乳房の通知をしている自治体もあると聞いております。しかし、日本乳癌検診学会等では、対策型検診において受診者に乳房の構成を一律に通知することは現時点では、時期尚早であり乳がん検診の限界や、高濃度乳房であることの意味、自覚症状が生じた場合の対応等の情報提供に関する体制整備が整った上で、実施するのが望ましいと提言されております。

今後、受診者のニーズを踏まえ、よりよい通知方法につきまして、国・県のガイドラインを基に検討し、受診率の低下等につながらないようにしていきたいと考えております。

続きまして、今後の実施計画についてということでございますけれども、日本乳癌検診学会では、現在、高濃度乳房に対する検診方法として期待されている乳房超音波検査に関しては、現時点では、対策型検診において適切な検査方法とも言えないとも提言されております。

高濃度乳房は乳房の性状であり、所見や疾患ではないため、高濃度乳房イコール要精検とはならず、その後の医療機関による追加検診は認められておりません。しかし、国では、高濃度乳房では、マンモグラフィー検査の感度が低いという問題に着目し、調査研究が行われ検証を重ねてまいりました。そして、本年3月21日に日本乳癌検診学会等が高濃度乳房問題の対応に関する提言を発表し、今後対策が必要であるとも述べております。

藍住町といたしましても、精度の高い、また、受診者が不安にならない乳がん検診が実施していけるよう、県や徳島県乳がん部会の方針のもと、取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 高橋企画政策課長。

〔企画政策課長 高橋英夫君登壇〕

◎企画政策課長（高橋英夫君） それでは、西岡議員さんの再問のうち、男女共同

参画社会の実現に関するの答弁をいたします。

まず、男性の育児休業の取得につきましては、まだ男性が育児休業を取得するという気運が職場の中で醸成されておられませんので、取得しやすい職場の環境づくりというのが課題となっております。今後、育児休暇を取得しやすい職場の環境づくりや、育児休業制度の更なる周知に努めてまいりたいと思います。

次に、審議会等における女性の登用率につきましては、女性が政策方針決定の場へ積極的に参加しようという気持ちをどのように育んでいくのか、また、女性が審議会等の委員として参加しやすい環境や仕組みをどのようにすれば構築できるのか、といったところが課題であると考えております。

まず、女性自身が政策、方針決定の場へ積極的に参加するための意識啓発に取り組みたいと思います。また、全ての審議会が対象とはなりません、公募できるものについては、より多くの方に参加していただくため、できるだけ公募制がとれるよう、検討を進めてまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 西岡恵子君。

●9番議員（西岡恵子君） 再問に答弁を頂きましたので、再々問、最後のお願いをしておきます。

教育・いじめ予防については、これから、この実践をすることで、将来においての自他ともの基本的人権の尊重につながっていくと考えます。全ての基本となることですので、どうか、続けて予防教育に力を入れていただきたいと、お願いをしておきます。

次に、乳がん検診について、再問をさせていただきます。高濃度乳房の通知は、やはり本人が知らないことは、やっぱり問題があると思いますので、これは、役場だけの考えでは、いけないと思いますので、どうか、先生方、あるいは学会との相談の上で、是非に前向きに取り組んでいくように、お願いをしておきます。現在の段階で、私はどうなのですか、と言われた場合に対しては、お答えをしているのかどうか。全くそのところは、言わずに検診結果だけを知らせているのかどうか、最後それをちょっとお尋ねしておきます。

それと、超音波とマンモグラフィーを併用すると発見率が上がる、これは確かにそのようです。しかし、先ほど、課長も言われたように、結果として、がんでないものに対しても、超音波検診のほうにいくと、いうことに対しては、そこで、乳がん学会のほうで、そのような本を読みますと、先生方の不足とか、まだ、いろ

いろな諸問題があるように書いております。けれども、女性の死亡率、あるいは発症率がトップと言われているこの乳がんにおいて、本町は若いお母様方、40歳代平均年齢の方が多い、そういう中で大変、皆様方が感心を持っておられますので、どうか前向きな検討で進めていただきたいと、お願いをしておきます。

男女共同参画社会の実現については、役場職員よりも、取りやすい環境を創って、どうか職員が1人でも2人でも、長期でもし取れない場合は、短期でも取っていくように、どうか役場の中から率先をして、この問題に取り組んでいただきたい。政策決定の場へ女性の登用も今後ともよろしくお願いを申し上げ、男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、進めていただきたいとお願いをしておきます。

防災については、先ほどもお願いをいたしました。避難訓練所は生命と財産を守るためにそこに避難をして行くわけですので、点検は必ず、いろんなことでお願いをしておきます。以上、質問を終わります。

○議長（森志郎君） 高田健康推進課長。

◎健康推進課長（高田俊男君） 西岡議員さんの再々問のうち、検診結果を伝えているかどうかというところですが、個人検診の場合は、検診先の医師の判断によりまして、御本人が尋ねた場合には、伝えておる場合があるように聞いております。集団検診の場合は、一律検査結果の通知のみしかお送りさせていただいておりませんので、お伝えはできておらないのが現状でございます。

また、超音波検診での併用という部分に前向きにという御質問でございますが、徳島県の乳がん部会のほうで方針の決定のもと、検診はさせていただいております。また、その部会のほうにも、保健師が出席をさせていただきまして、発言する機会もございますので、その場で御要望をお伝えさせていただきまして、早期取組ができるように、取り組んでまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 次に、4番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） 議長の許可を頂きましたので、質問通告書に従って行いますので、理事者の方は明確な答弁をお願いいたします。

1番目です。特別徴収税額決定通知書の問題についてです。これは、マイナンバ

一の漏えいについての問題でございます。毎年6月の給料から住民税の天引きをするために、各市区町村は5月の10日前後に、事業所へ従業員の税額が記載された特別徴収税額の決定通知書を郵送しました。税額決定通知書の誤送付が徳島県内では美馬、三好、それから徳島、阿波の4市と、藍住町でも明らかになりました。この誤送付は、全国各地で起こっており、大きな問題に発展をしています。石川町長から議会の開会日にこの件に対して、経過説明と謝罪がなされました。何が問題なのか、改善策はあるのかについて、質問をいたします。

まず問題なのは、マイナンバーの漏えいです。必要のない労力と費用をわざわざ掛けて、個人のプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度の問題が、そのまま出てきたわけです。これが今回の事例ではないかと思えます。

事業所に従業員の給料から天引きをしてもらう、住民税額の通知書である以上、該当する人物の氏名、住所、税額を記載することは必要不可欠であり、やむを得ません。しかし、マイナンバーについては、通知書に必要な情報ではありません。次の点について見解をお伺いします。

1点目です。番号がないと町の徴収業務に支障があるのかということです。

それから、2点目です。事業所に自分のマイナンバーを知らせたくないという従業員の意思に反するやり方ではないのか。

3点目、小規模な事業所は扱う体制が整っていないのに、一方的な番号の押し付けで、問題が起きたら事業所の責任になるのではないのか、この問題です。

4点目です。今回の特別徴収通知書の郵送方法と支払った金額は幾らですか。

5点目です。昨年1月からのマイナンバー制度実施に伴って、システムの改修費の支出額は幾らですか。以上の5点についてお伺いをいたします。

それでは、2番目です。猫のふん害の問題についてです。町内の方から相談がありました。猫のふん害です。猫を外に放置していたり、野良猫などが多くなり猫のふんが、公園や自宅の庭にまでされるようになっていく。猫のふんには、病原菌が付着している場合があります。もし、子供たちが知らずに触ってしまうと、トキソプラズマ感染症などの病気になると、意図せず過失なく、子供たちが罹患してしまうなどのおそれがあると言います。ガーデニングをしている方からは、猫のふん尿で、花が枯れるなどの苦情が出ています。

まだ、トキソプラズマの感染症の恐ろしさというのは、余り知られていません。ですから、町民の人にも知らせてほしいと言っています。

この方は、猫好きの方で、動物愛護管理センターで調べたりして、屋内飼育が猫の長寿命にもよいと、外飼いは動物愛護の観点からも望ましくない、ということをおっしゃっていました。

野良猫には餌をやらない、野良猫を増やさないなど、人間と猫が共生できる地域を創り、あわせて、住民の住環境も改善しようという地域猫活動があります。この方は、自治会でもこのことの話をし、協力をしてもらっているそうです。だが、1地域の事だけで、この問題は解決しないので、町にも協力をお願いしたいと言われているようです。

そこで、県の動物愛護管理センターでの猫の殺処分数は、犬とあまり変わりません。平成15年度は1,892頭の猫が処分されました。毎年、処分数が減り、平成27年度は837頭、平成28年度は329頭です。動物愛護の観点から犬や猫を殺処分しないために、地域で犬と猫と共生する社会を創ることが必要でございます。次のことについて要望が出されましたので、理事者の答弁をお願いします。

1点目です。トキソプラズマ感染症の恐ろしさ等の周知をしてほしいことです。私も猫のふん害について、調べていくうちに、非常に恐ろしさをこのことを初めて知りました。とりわけ、妊娠中のトキソプラズマ感染が、一番恐ろしいようです。

これは、千葉県の浦安市の佐野産婦人科の照会のホームページです。「妊娠中の赤ちゃんへの感染率は週数によって異なり、妊娠後期になればなるほど高率に起こります。しかし、妊娠の初期に感染した場合は、胎内死亡や流産を起こしやすく、生存したとしても重症例となります。後期の感染では無症状のこともあります。特に妊娠の24週から34週あたりの感染が、先天性トキソプラズマ感染症として後遺症を残す可能性があると思われます。生まれてきた赤ちゃんの起こる症状、これは論文の中ですが、未治療だった156人で調査をしたところ、死亡率は12%、精神発達障害は93%、てんかんが70%、麻痺が70%、視力障害が60%、このような結果が出ていたそうです。一方、妊娠中に治療できた153人の先天性のトキソプラズマ感染症の方の平均54か月フォローアップできた調査では、死亡率が0.6%、眼の症状21.5%、それから水頭症が1.3%」このような結果が出ていました。

そして2点目です。猫のふんで被害が起こらないように、このためには、一つ、町の対策を検討していただきたい。

3点目です。那賀町は5町が合併した町で、比較的人口密度が低く、山林が大きい

な面積を占める地域です。その那賀町でさえ、猫によるトラブルが絶えないということから、那賀町議会では、「町ネコの愛護及び管理に関する条例」ができたのは御存じですか。もし、調べていれば少し内容をお聞かせください。以上の質問について、理事者の答弁をお願いいたします。

それでは、その次の問題です。（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についてであります。入札不調が3度続いていた藍住町の文化ホールの4度目の指名競争入札で、西松建設が37億7,460万円で落札をいたしました。ホールの入札を巡っては、予定価格内での工事が難しいことなどを理由に辞退が相次ぎ、3回続けて不調に終わりました。私たち議員の有志は、文化ホール複合施設は必要だが、豪華な建物でなく徹底した建物のコスト削減、ランニングコストも考えてコンパクトな施設を造ることを提案してきました。

町は、議会に出された意見も踏まえ、設計会社を変え、設計を大幅に見直し、巨大な片流れの屋根を平面に変えるなどした新たな設計図を完成しましたが、だが、予定価格となる設計金額は、以前より約4,900万円増えました。いよいよ文化ホールの建設が始まります。公共工事は、町民の大切な税金が原資であります。役場の新庁舎建設以来、町民の注目している大大型の事業でございます。そこで、質問です。

1点目です。文化ホールの公共施設複合化事業に、今までに使われたもろもろの費用は幾らですか、お伺いします。

2点目です。県外大手ゼネコンの地方への進出、あわせて下請も県外業者の参入が顕著になってきています。公共工事を発注する町行政の役割は県内業者、建設業者の育成、地域経済の活性化等の観点から、県内業者や地元下請業者へ優先発注をすること。

3点目です。国土交通省は2月の10日、今年3月から設計労務単価の改定を公表いたしました。5年連続で上げがされました。この設計労務単価の推移は、どのようになっていますか。また、5年連続して労務単価が上げの意義はどこにありますか。末端の労働者まで、賃金が減額されることなく、支払いされる手立てを取ることを強く要望します。

4点目です。建設工事等の入札結果を町のホームページに掲載されていますが、この掲載する金額の目安は、一体幾らですか。この点をお聞きいたします。答弁を頂き再問をさせていただきます。

○議長（森志郎君） 藤本税務課長。

〔税務課長 藤本伸君登壇〕

◎税務課長（藤本伸君） それでは、林議員さんの特別徴収税額決定通知書問題についての質問のうち、番号がないと町の徴収業務に支障があるのかにつきまして、答弁をさせていただきます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人住民税の給与特別徴収に関する事務において、個人番号利用実務実施者である市町村は、地方税法の規定及び地方税法施行規則により、個人番号関係実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載して特別徴収税額通知を送付することとなっております。

次に、事業所に自分のマイナンバーを知らせたくないという従業員の意思に反するやり方でないのかについてですが、番号法により個人番号利用実務実施者である市町村が、個人番号関係実務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かは要件とはされていません。

公平・公正な課税を行うため、特別徴収義務者と市町村との間で、正確な個人番号を共有することができるよう、特別徴収税額通知に個人番号を記載することとしており、個人番号利用実務実施者である市町村は、地方税法及び地方税法施行規則に定める様式により、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することとなります。

次に、小規模な事業所は扱う体制が整っていないのに一方的な番号の押し付けで、問題が起きたら事業所の責任になるのでないかについてですが、番号法により、個人番号関係実施者である事業者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることとされており、具体的には、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。なお、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインについては、中小事業者に配慮し、事業者の規模に応じた安全管理措置の対応方法が定められています。

次に、今回の特別徴収通知書の郵送方法と、支払った金額は幾らかについてですが、郵送方法といたしましては、藍住町では普通郵便で郵送しております。また、支払った金額といたしましては、特別徴収事業者2, 816事業所に対して、71

万2, 701円となっております。

次に、昨年1月からのマイナンバー制度実施に伴ってシステム改修費の支出額は幾らかについてですが、確定申告システム番号制度対応業務委託料としまして、平成28年度で82万9,440円を支出しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは、林議員さんの御質問の中で、猫のふん害につきまして、答弁をさせていただきます。

人と動物が共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方と合わせて、動物のふん、尿などによる迷惑の防止を含め、動物が人の命、身体又は財産を侵害することがないように適切な管理が必要となってきます。

屋外で猫を放し飼いにした場合、排泄物の問題をはじめ、発情期や夜間の鳴き声等により住民の方に迷惑が掛ります。このような行為は飼い主のモラルとマナー不足に起因することが多いのではないかと考えられます。

そこで、町では、犬や猫の飼い方のモラルアップを目指しまして、町の広報紙による「ワンニャンだより」を毎月掲載し、啓発を行っておりますが、いまだ犬や猫のふん害に対する苦情がなくなるのが現状でございます。

これからの取組といたしましては、今後も広報紙などによる呼び掛けや、啓発ビラの配布を継続して行うことにより、より一層の町民への周知徹底を図るとともに、林議員さんのほうから御提言いただきました、トキソプラズマ感染症の周知につきましても行っていきたいと考えております。

また、那賀町で制定されました、「町ネコの愛護及び管理に関する条例」につきましては、内容、趣旨としましては、猫の適正な飼養等に関する事項を定めることにより、動物愛護の意識を高めるとともに、環境衛生の保持を図ることを目的としておりまして、内容としましては、町の責務・町民の責務・飼い主の責務等を定めております。また、飼い主の守るべき事項といたしまして、飼い主は、飼い猫の飼養に当たり、守らなければならない事を記載しております。そういった内容の条例でございますが、この条例の制定につきましては、那賀町等の自治体等を参考にさせていただきますながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

今後も、徳島県動物愛護管理センター等と協力しながら、啓発活動を積み重ね、

飼い主のモラルとマナーを向上させることで、環境の美化に努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 高橋企画政策課長。

〔企画政策課長 高橋英夫君登壇〕

◎企画政策課長（高橋英夫君） 林議員さんの御質問のうち、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業について、答弁をさせていただきます。

まず、最初にこれまで文化ホール・公共施設複合化事業で支出した額になりますが、この事業は平成26年度から始まっており、本年6月1日までに3億4,079万4,840円を支出しております。その内訳は、設計業務等の費用に1億7,026万2,000円、建築工事管理業務の前払金に822万9,000円、緑の広場の解体、造成工事等に7,230万3,840円、また、文化ホールの建築工事費の前払金に9,000万円となっております。

次に、県内の建設業者の育成、地域経済の活性化を目的とした地元業者への優先発注についてですが、このことにつきましては、同様の趣旨で、契約時に町から西松建設に対し、地元業者への発注についてをお願いをいたしております。また、ほかの大手発注工事につきましても、従来から契約締結時や工事の打ち合わせ時において、地元業者への優先発注についてお願いをしているところであります。

なお、今回の建築工事に関しましては、特殊な製品や部材、また高い施工能力が求められるものもあり、全てを県内業者へ発注することは難しいと思われませんが、機会があれば再度、お願いをしたいと考えております。

次に、設計労務単価が引上げられている意義についてですが、これは賃上げ等の処遇改善を通じて、若年層の建設業への入職を促進し、担い手を確保するということにあるのではないかと思います。

このことについては、国も技能労働者の育成確保には、適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であるという観点から、建設業団体の長に対して、その旨を通知しております。本町においても、西松建設に対して同様の趣旨で要請をしておりますが、今後、更に周知徹底を図りたいと考えます。

最後に、建設工事等の入札結果をホームページに掲載する金額の目安であります。130万円以上の工事、つまり、入札に該当する工事は、全てホームページに掲載することとなっております。以上、（仮称）文化ホール・公共施設複合化事業

に関する御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 林議員の質問の途中ですが、昼食のため、休憩をいたします。
再会は午後1時にお願ひします。

午前11時46分小休

午後1時再開

○議長（森志郎君） 一般質問を再開いたします。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） それでは再問いたします。

マイナンバーの漏えいの問題についてです。答弁を頂きました。その中で一つは、番号がないと町の徴収業務に支障があるのかどうかと、こういう質問をしたのですが、具体的にあるのか、ないのかというのが、明確な答弁では、なかったようなんです。それで一つは、こういう先ほどの答弁と合わせて、私がいろいろと考えている先ほどの質問との関連で、少し具体的に再度、質問をいたします。

答弁の中で、一方的に送付したのは、事業所に自分のマイナンバーを知らせたくないという従業員の意思に反するやり方ではないのかということです。従業員本人が、マイナンバーの申告を拒否している場合でも、本人の許可なく、町から事業主に対して従業員のマイナンバーが、従業員の意思に反して通知されてしまうということは、これはいわゆる、プライバシー権、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由、本人の意思に反して侵害する行為に当たる、とこのように考えられています。ですから、今回、日弁連もこの問題を重く考えて、特別徴収税額決定通知書への従業員の個人番号の記載欄をなくすこと、あるいは、個人番号を記載しない取り扱いとすることを求める意見書の準備を進めていると、このように聞いているわけです。

そして、小規模な事業所での問題です。マイナンバーが漏えいした場合は、4年以下の懲役、若しくは200万円以下の罰金が課せられます。これは事業主責任です。事業主の個人情報管理の安全管理措置がマイナンバー法で義務化され、情報が漏れた場合、4年以下の懲役、若しくは200万円以下の罰金が課せられることになりました。事業所内の書類の厳格な管理、パソコンソフトのセキュリティー対応品への切替え、頑丈な金庫やシュレッターなどの設備が必要となるなど、この安全管理措置は、とりわけ零細事業所には過大な財政と事務負担を強いるものとなって

います。その対策が十分できていないのが、現状でないかと思われるわけです。この点について、どのように考えていますか。

一方、従業員がマイナンバーの開示を拒んだ場合、特に罰則はありません。マイナンバーは記載しないまま、税金の確定申告、そして、住民税の申告も受け付けているというのが現状です。

マイナンバー制度の実施を各省の中でも、最も強力に進めてきた国税庁でさえ、各種提出書類の個人番号の記載について、番号の記載がない場合でも、書類を受理する、当面は柔軟な対応が示されているわけです。

これは、マイナンバーが様々な個人情報を一つに結びつけることを目的としている設計思想上、極めて重要な個人情報となることから、この開示を拒む権利が強制的に奪うということができないという、バランスで統一的に運用されているルールであると考えられます。この点について、間違いがないかどうかお尋ねします。

総務省の姿勢は、地方税法で様式を決めたので記載して通知せよ、漏えいや不正利用の責任は事業者と自治体が負え、というのであって、とても認めることはできません。個人を正確に識別するマイナンバー付きの個人情報が漏えいすれば、振り込め詐欺や、悪質な訪問販売などの犯罪集団が様々な個人情報を結合して、悪用することが容易になります。このように考えると、町の事務処理にとって、特段メリットもありません。問題だらけであります。本町が個人情報の漏えいや憲法に抵触するリスクを引き受けてまで、あえて従業員のマイナンバーを記載しなければならない理由は見当たりません。

名古屋市をはじめ、埼玉県では自治体の8割がマイナンバーを記載しない、あるいは、記載をしても下4桁だけという自治体も多くあります。札幌市の場合ですが、簡易書留で送付していたにもかかわらず、それでも情報漏えい事故が起きました。再発防止策が町でもうたわれています。非常に大切ですが、人手を介して行う事務作業です。ミスが完全に起こらないという保障は、決してありません。そして、町でも職員には、長時間労働と責任を押し付けるだけが、今回の事態でなかろうかと思えます。

結論として、事業主に対する税額決定通知書におけるマイナンバーの印字は、事務処理として不適切であり、印字をやめたらどうか、このように思います。この点で答弁をお願いします。

それで、その次です。猫のふん害です。先ほど、担当課長からも詳しい答弁があ

りました。全くそのとおりでありまして、私もこの猫のふん害については、議会での質問と答弁があったのは初めてではないかと思えます。

答弁された対策の実施をして、動物愛護と共生社会を創る、このことが非常に今重要でないかと思えます。そのためには、町民の方の理解と、協力が得られるように再度、町としての対応をしていただきたいと、これは要望でございます。

その次です。（仮称）藍住町文化ホール・公共施設の複合化事業についての再問でございます。先ほど、答弁の中で、文化ホールの公共施設の複合化事業に関わる予算額の費用明細が提出されました。既に3億4,000万円程度、支出をされていることが、答弁で明らかになりました。資料も提出をされました。文化ホールの建設費は、総額が4億1,266万円程度になるわけです。

文化ホールには、このように莫大な税金を使います。それだけに下請には地元の建設業者が受注、施工することによって、町の税収も増えるわけです。その結果、地域社会、そして、住民に利益やサービスが還元されるようになり、地域経済もこの結果、活性化していきます。

私は以前の議会でも、下請は県内業者、地元業者優先を要請してきました。今回、西松建設に下請業者は、地元業者優先発注を要請したと、このような答弁でございました。更に再度、要請をするというふうな答弁もありました。町として、元請業者から施工台帳の提出などで、下請業者がどれだけ要望に添ってされているかどうか、是非確認をしてください。これからの問題です。町が発注する工事については、一つ、この点では、副町長にお聞きをします。

1点目です。落札した全ての請負業者に対し下請発注する際は、地元業者への発注を要請すること、これは答弁のとおりでありました。

それから、2点目です。請負業者に対し、適切な施工できる地域内企業がない、特殊な工事を除き、地域内の業者への下請を義務付けること。2点目です。

3点目ですが、指名競争入札などの場合は、契約書に特約条項を設け下請企業への県内企業、優先努力義務として規定をすること。是非、ここは、他の自治体でも特約条項等を設けていますので、是非、この点は検討してほしいと、この点で副町長の答弁をお願いいたします。

設計労務単価の引上げられている意義については、賃上げの処遇改善を通じて、若年層の建設業への入職を促進し、担い手を確保することにあるのではないかと

いうふうに答弁がされました。この点では全くそのとおりです。内閣府の世論調査によりますと、理想的な仕事の第一は、収入が安定している。このような仕事、これは理想的な第一です。

建設業の専門工事業者に対する調査によりますと、若年者が入職しない理由の第一、この点では収入の低さが57.7%、そして、若手中堅が離職する原因の第一は、ここも同じく収入の低さ、これは64.7%を挙げているわけです。

建設業というのは、受注産業で景気動向によって、工事量が左右されます。また、屋外作業のため天候に左右され、夏場や冬場の厳しさは、大変過酷な作業でもあります。若手の入職も少ないのが、こういうことから少ないというのが、現状であります。厳しい割には賃金が、やはり低すぎるといえることです。このような原因で、建設業の就業者数が大幅に減少しています。

国土交通省の統計です。建設業の就業者は1992年、619万人から2011年には497万人、122万人の減少であります。技能労働者はどうかと言いますと、この同じ時期、408万人から316万人と、92万人の減少であります。そして、さらに、建設業に携わる就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と、高齢化が非常に進行している。10年後には大半の労働者が建設業から引退をします。次世代への技術継承が大きな課題であります。このことから、国も日建連も危機感を持っていますので、次のようにこのことを述べています。

今後、技能労働者は団塊世代の大量離職等により、約130万人が減少すると見込まれるため、90万人の新規入職者うち（20万人は女性）を確保することが必要。このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として、担い手確保、育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術、新工法の活用、人材の効率的な活用と、建設精算システムの精算性の向上を図り、官民一体となって、将来の担い手確保に強い決意で望むと言います。官民一体となって、強い決意で望むと、こういうふうに言っているわけです。だが、現実には末端にいくほど、設計労務単価とは乖離した賃金となっています。

これは、徳島県建設労働組合が、昨年6月に行った賃金アンケートです。集約数は1,583枚で、集約率は24%、全体では5年連続で賃金は上がってきました。各職種別の賃金は省略します。全体の職種の賃金は、1万4,238円、前年比で407円増加しています。労働日数は20.3日、平均の年収は約347万円、4割の仲間が生活が苦しいと感じている。これは7年ぶりに5割を下回っています。

生活をするために必要な賃金は、1日1万7,936円。これは全職種で1人当たりの場合、このように答えているわけです。それで、国土交通省の設計労務単価の5年間の推移が、皆さんの机のほうに、資料提出されていますので、この点でござんください。

次の点について、理事者の答弁をお願いします。1点目です。建設就業者は減少の原因の一つは、収入が低いと、こう思います。設計労務単価で積算された賃金が、末端の労働者まで支払いされるようになれば、一定解決をするのではないかと思います。末端の労働者まで支払う、このようにするためには、公共事業の発注する行政の大きな役割があります。官民一体となって将来の担い手確保に強い決意で望むというからには、具体的な手立ても行政が取るべきだと、このようにも考えています。どのような考えをお持ちですか。この点です。

2点目です。建設工事等の入札結果を町ホームページに掲載する金額が、130万円以上と、このような答弁がありました。小学校4校のエアコンの設置工事、これは既に5月の31日に入札が行われて、結果が出ていると思いますが、この結果がまだ、掲載されていないので、どのようになっているのか、このことをお尋ねいたします。

●14番議員（佐野慶一君） 議長。今の林議員の質問の中で、ホールの総額41億円を町民1人当たりで割ったら11万円要る、家族で47何万円とか言よった。これは正しいか。これ、補助金もあるし、交付金でも返ってくるし、それを町民1人当たりで割るっていうのは、正しくないんじゃないか。どなん、理事者聞いてみしてくれ。

○議長（森志郎君） 林議員、今の佐野議員の、どうですか。正しくないわね。

●14番議員（佐野慶一君） ちょっと、住民が聞いたらやな、これみんな負担しよるみたいに、今、思うとる。ちょっと、テープ起こしてきちんとして、もう一回説明してもろたらわ。

●4番議員（林茂君） 単純計算では、普通は一般的にはそういう考え方なん違うんですか。

○議長（森志郎君） 単純計算。

●4番議員（林茂君） 単純計算では、町民の人口で割って。

●14番議員（佐野慶一君） 住民がそれだけ負担せないかんように言よったで、そうではないだろと言よんよ。

- 4 番議員（林茂君） それは理事者のほうから答弁をしてください。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） 理事者がそれはよう言うか。正しい質問をせえよ。
- 議長（森志郎君） 4 1 億円を住民の数で割ったら 1 2 万円やな、約。
- 4 番議員（林茂君） はいそうです。
- 議長（森志郎君） この 4 1 億円の中には国の補助金もあるし。
- 4 番議員（林茂君） はい。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） 交付金で戻ってくるで、みな。
- 議長（森志郎君） 住民の負担が 1 2 万円というのは考えられんわな。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） 負担せないかんやいうんは、負担しよれへんで、違
うで。
- 議長（森志郎君） 林議員、はいつて言うんだったら、言い直してください。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） きちんと言うてもらえよ。
- 議長（森志郎君） 間違っておるんだったら、間違っているように言うてくださ
い。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） あかん、あかん、ほんなん。
- 1 1 番議員（森彪君） 通告には学校のクーラーや入ってなかったん違うん。
- 4 番議員（林茂君） これは、1 3 0 万円以上は掲載をするという答弁だったの
で。
- 議長（森志郎君） 1 3 0 万円の話しよれへんでしょ、今。
- 4 番議員（林茂君） いやいや、質問で。
- 議長（森志郎君） とにかく今言よんは。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） 先、一つずつ片付けていかなんたら。
- 議長（森志郎君） 4 1 億円要るんでしょ、建設費に。住民の人口で割っとんで
しょ。
- 4 番議員（林茂君） そうです。
- 1 4 番議員（佐野慶一君） ゼロ歳児から住民……ちょっとおかしい。
- 議長（森志郎君） それで 1 2 万円要るって言よんでしょ。
- 4 番議員（林茂君） はい。
- 議長（森志郎君） 1 2 万円要らんで。
- 4 番議員（林茂君） 要らんですか。
- 議長（森志郎君） 要らんって今、自分で認めたんでないか。何を言よんでほれ。

きちんと、ここで謝ったらどうですか。自分が間違っておるんだったら。

● 14番議員（佐野慶一君） 住民がそれ信じてしもたら。

○議長（森志郎君） 1人12万円要るっていうのが、間違っているんでしょ。あなた認めたで、さっき。間違っているのなら、間違っているように言うてください。それで、もう終わるけん。この話は。

● 4番議員（林茂君） 総額を割ったらこの金額なん違うん。補助金は別にして。

○議長（森志郎君） 補助金は別にしてって、住民の負担でないで。12万円という負担は要らないでしょ、1人。補助金があるんやけん。後で戻ってくるんやけん。単純計算って言うけど、単純過ぎるんでないですか、それ。自分の非は非で認めなんだら、進んで前へ。

● 4番議員（林茂君） 分かりました。ほな、補助金等を幾らというのはまた後ほど、お聞きします。ほな、間違っていました。

○議長（森志郎君） はい。

○議長（森志郎君） 藤本税務課長。

〔税務課長 藤本伸君登壇〕

◎税務課長（藤本伸君） それでは、林議員さんの再問のうち、マイナンバーの漏えい等に関する再質問に答弁をさせていただきます。

新聞報道等で、全国的には一部の市町村が見送りをしたとのことでございますが、県内市町村におきましては、地方税法の規定及び地方税法施行規則により、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付させていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 友竹副町長。

〔副町長 友竹哲雄君登壇〕

◎副町長（友竹哲雄君） 林議員さんの文化ホールの再問について、3点ほど質問を頂きました。

1点目の下請業者は町内業者優先という件でございますけども、これについては、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、契約時に町内業者をできるだけ使っていたきたい、というふうな申入れをいたしております。

2点目の下請業者について、地域内業者の義務付け、それと、3点目の下請県内業者を特約条項に入れてはどうか、というふうな点につきましては、初めての経験

でもございますので、十分、このことについては、可能かどうか、調査検討していきたいと考えております。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 林議員さんの再問のうち、末端の労働者への賃金がいきわたる具体的な手当について、答弁をさせていただきたいと思います。

現在、同様の国からの通知の内容を十分に守るよう、更に指導をしていきたいと思っております。また、契約書に添付している指導事項の中で、建設労働者の雇用条件等の改善等について記載がございますので、その内容についても、十分に指導をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、一部入札が終わっておるのに、いまだに結果が出てないでないか、という御質問でございますけれども、事務手続きの中で遅れておるものと考えられます。早急に掲載するようしていきたいと思っておりますので、あわせて御理解いただきたいと思います。

○議長（森志郎君） よろしいか。

林茂君。

●4番議員（林茂君） 答弁を頂きました。それで、一つは、マイナンバーの件ですけど、事務手続き、今回どおりに行っていくと、このような答弁がありました。これは、全国の流れ等、そのこともきちんと町として、掌握をしていただきたいと思います、できるだけ、マイナンバーの問題で漏えい問題が起こらないようにしていくというのが、基本的な考え方でないかと思っております。

それで、総務省は当初、書留で送れっていうふうな方針だったのですが、全国の自治体からそれは財政的に大変だということで、普通郵便に切替えさせたのです。ですから、やるんだったら、書留の、簡易書留の料金は、国が支払えと、それがやはり自治体がきちんとした見解を持っていなかったら、大変になるのではないかと、再度私が質問した中身をよく、他の自治体の動向も合わせながら検討していただきたいと思います、以上です。

○議長（森志郎君） 次に、3番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

● 3 番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、交通安全対策について伺います。平成 26 年の交通事故発生件数は 57 万 3,465 件、死者数は 4,113 件、負傷者数 70 万 9,989 件となっています。

交通事故の死者数は、昭和 45 年には 1 万 6,765 人と、過去最多を記録しました。それを境に、死者数は年々減少しています。交通事故発生の原因ワーストファイブで、1 位は安全不確認、2 位脇見運転、3 位動静不注意、4 位漫然運転、5 位安全操作不適格とのことですが、本町において交通事故の件数と状況はどのようなになっているか。

また、近年横断歩道での重大事故が度々起こり、小さな命が失われています。本町において学校周辺の横断歩道で、白線が消えかかっている箇所があるが、重大事故のないよう、早急に線引きをすべきと思うが、どのように取り組んでいるのか。

次に、江ノ口新居須線の歩道は、朝夕多くの児童生徒が登下校に利用しておりますが、この歩道は道幅が狭い所がたくさんあり、進入路が多く凹凸がたくさんある歩道で、非常に危険である。住民や保護者の方からも、もう少し広く平坦な歩道にとの声が多いが、町としての対策はどうなっているのか伺います。

また、新学期を迎えた時期に交通危険箇所に対する要望、安全対策等、学校や PTA、保護者からの声はあったのか。また、あれば、どのように対処したのかお伺いいたします。

次に、高齢者対策について伺います。年々増加している高齢者が原因となる交通事故が増えております。まだ記憶に新しいのが、2016 年 10 月 28 日、神奈川県横浜市で 87 歳の高齢者が運転していた軽トラックが、小学生の列、登校の列に飛び込み、男児 1 人が死亡した事故がありましたが、本町における高齢者の交通事故の実態はどうなっているか。

また、運転に不安や自信がなくなった高齢運転者免許証自主返納者は、10 年間で約 10 倍に増えているが、本町での自主返納者は昨年何人あったのか。高齢運転者による交通事故防止に向けて、運転免許証自主返納を促すため、全国の自治体では、自主返納者に対して様々な支援サービスが行われている。本町においても買物、病院等どこに行くにも車が必要不可欠と思われるが、このような自主返納者に対して、コミュニティーバスやデマンドバスの導入、買物や通院等での路線バス、タク

シー等利用に掛かる助成、電動車椅子、電動自転車等の購入助成。この問題は、様々な問題について研究するとのことでありましたが、隣の川内町、応神町、北島町では巡回バスを導入や、またタクシー初乗り券を出すなど取り組んでおりますが、本町はどのようにするのか伺います。

次に、排水路対策について伺います。平成23年3月議会において、同僚議員より一般質問があり、昨年12月2日から3日にかけて強い雨が断続的に降り、町内各地で春エンジンのトンネルが冠水、浸水の被害を受けたとのことで、排水対策について改善計画を立てて、将来計画の策定を講じてほしいとの質問に対し、理事者答弁では、排水路の幹線水路の容量不足を概略的な設計を行い、排水路の改良計画を樹立する。また、友竹副町長の答弁として、宅地開発等の影響もあり、農地等への地下浸水も減っている実情である。平成23年度当初予算については、500万の調査予算を計上した。500万円では全体的な調査も不可能なので、あらゆる補助対象の事業を探して取り組むとのことでした。

そして、これでできたのが、この資料を頂いた「藍住町雨水排水全体計画概要説明書」です。業務概要として1ページにあります、「本業務は近年ゲリラ的豪雨や長時間続く豪雨により浸水が以前に増して増えているため浸水解消対策が急がれており、その対応のため、雨水全体計画策定の業務である」とのことで、千間掘排水区、本村川排水区、旧吉野川排水区、正法寺川排水区、前川排水区この5つの排水区において、①全面改修案、②既設排水施設の能力不足部分改修案、③貯留施設検討、④ポンプ施設検討を行い、実施が可能か評価を行った。貯留施設を可能にするには、広い駐車場等のエリア、あるいは、広く長い道路などが必要なため、検討結果により、千間掘排水区に可能性があるとのことであったが、この3月議会の同僚議員の一般質問の中で、台風、大雨の度、広範囲にわたり道路や田畑の冠水、一部家屋の浸水被害が発生している。特に、勝瑞地区においては、東幼稚園、東小学校、東中学校の通学路になっている。また地域住民の生活道路です。

農作物にも多大な被害があり農業収益の低下を招いているので、早急な排水路の整備対策を講じてもらいたいとの質問に対し、理事者答弁として、平成23年度、平成24年度に町内の排水路の能力等を調査し、現有排水路の有効な利用・活用について検討しているが、莫大な費用が必要で対策の方針も示せていない状況である。従来検討されてこなかった視点、観点からの検討も併せて、実施基本的な整備方針をできるだけ早い機会に決定したいとのことでした。先ほども示したように、貯留

施設は検討により、千間堀排水区に可能性ありとの結果が出ているが、どのように取り組んできたか。また、調査に800万円掛けて全体計画を作成しました。それが5年たった現在、取り組んだ姿勢が余り見えていないと思いますが、この5年間どのように取り組んできたのか伺います。

計画書の最終ページに、平成26年11号台風による被害箇所が示されているように、これが農地化宅地化され、ますます増えております。今年も梅雨、台風シーズンを迎えるが、被害状況を分析して、どこが一番必要かの優先順序を付けて、一つ一つ実行すべきと思うが、どうか伺っておきます。答弁により再問いたします。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 小川議員さんの御質問のうち、交通安全対策について答弁をさせていただきます。

町内の交通事故の件数につきまして、平成28年中の数値が警察において現在集計中のため、平成27年中の数値で報告をさせていただきたいと思っております。御了承ください。まず、交通事故件数につきましては171件で、負傷者数は212人となっております。発生時間帯につきましては、昼間が111件と、全体の約65%を占めております。

事故類型別では、人対車両間の事故が10件であり、その内訳としましては、横断歩道以外の横断中が4件、背面通行中が1件、その他5件となっております。車両相互間の事故では、154件が発生しており、その内訳の代表的なものとして、追突が70件、出会い頭が49件となっており、ほぼ交差点での事故となっております。

事故原因別では、前方不注意や動静不注意などの安全運転義務違反が、95件となっており、半数以上を占めている状況となっております。

今後も、関係機関の皆様と連携しながら、交通事故防止対策を進めたいと考えております。

次に、横断歩道の改善につきまして、道路標識は大きく分けて案内・警戒・規制・指示の4種類があります。案内標識と警戒標識を道路管理者が、また、規制標識と指示標識を主に公安委員会が設置をしております。停止線・横断歩道などは指示標識に該当します。停止線・横断歩道などが見づらくなっている等の御指摘、御意見は、私どもが現地等を確認の上、板野署を通じ、公安委員会へ改善を要望してい

るところであります。

次に、町道江ノ口新居須線の歩道改修について、議員さん御指摘のとおり、この道路の歩道は、規格が古い基準であることや、車道より一段高い構造の歩道となっております。歩行者の方が通行しづらい要因としては、田畑等の後背地への出入口が、車道と同じ高さとなるため、歩道と車道の段差20センチメートル程度が、断続的に繰り返されていることによると思われまます。よって、数年前から後背地の開発行為等に併せて、所有者等の理解の下、歩道を2メートル程度に広げ、車道と歩道の高さを同じにし、断続的な段差をなくす工事を実施しております。今後は、併設されている排水路に蓋がけをすること等により、歩道幅員2メートル程度が確保でき、車道と歩道の高さを同じくしても支障のない箇所から順次改良に向けての取組を検討していきたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思ひます。

次に、通学路等の危険箇所の改善について、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい事故が相次いだことから、安全な通学路の確保に向けた取組が強化され、本町においても、平成24年度、町内4小学校において通学路の危険箇所を調査の上で、道路管理者、警察、学校関係者等が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じました。

以前から、本町学校教職員及びPTAを中心に通学路点検活動を実施していますが、平成28年3月、関係機関の連携を強化して、通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、「藍住町通学路交通安全プログラム」が策定されました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携の下、通学路の安全確保を継続的に図りたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 小川議員さんの御質問の中で、高齢者対策について答弁をさせていただきます。

まず最初に、高齢者の交通事故の実態についてですが、平成27年度藍住町において、高齢者が事故を起こした件数は57件となっております。交通事故件数については171件でありますので、全体の33%程度となっております。なお、本町で昨年度において、交通死亡事故については発生しておりません。

事故類型の主なものといしましては、車両相互事故で、追突と出会い頭の事故

となっています。事故原因としては、前方不注意、動静不注視、安全不確認などの安全運転義務の違反が主なものとなっております。

次に、高齢者の運転免許自主返納者数と支援について答弁をさせていただきます。平成28年度において、運転免許証自主返納者数は52人です。運転免許証を自主返納された方への支援についてですが、運転免許証を自主返納された方のうち、高齢者のみの世帯で、自分で出掛けるのは不安で、通院や買物に誰からも支援を受けることができず、御苦労されている方は少なからずおられると思います。買物については、民間事業者による移動スーパーや宅配サービス、食事の配食サービスなども充実してきており、利用者の選択肢も広がってきております。また、通院においても、町内には、病院や医院、歯科医院が比較的充実した環境にありますが、町内には総合病院がないことなど、通院に関する課題が残っていると思われま

す。高齢化が進展する中で、社会制度や生活環境の変化を含め、他の自治体の取組状況や財政面を考えながら、高齢者の通院や買物対策の行政の関わり方について、今後、研究してまいりたいと考えています、以上、答弁いたします。

○議長（森志郎君） 友竹副町長。

〔副町長 友竹哲雄君登壇〕

◎副町長（友竹哲雄君） 小川議員さんの排水路対策について答弁をいたしたいと思

います。平成23年度、平成24年度において策定いたしました「藍住町雨水排水全体計画」これは、先ほど議員さんがお示ししました資料請求の資料でございます。

このことについては、平成25年12月議会全員協議会において、説明を申し上げましたとおり、抜本的な改修については、数百億円という莫大な費用を要することから、実施計画の策定はできておりません。

議員さんも御承知のとおり、小規模な道路等の浸水は毎年のように起こっております。その対策として、数年前から高速道路北側側道沿いの排水路のバイパス化、富吉地区の排水路の合流点の改良工事や、名田地区前川への排水能力のための、毎分、これは4トンでございますけども、水中ポンプの設置など、毎年度排水対策工事を実施しております。今年度につきましては、同様のポンプを正法寺川沿いの奥野地区に設置予定でございまして、本村川の湾処及び笠木地区の旧県道沿いの排水路の改良を計画しております。今後とも、できるところから、排水路の改良工事を

実施していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（森志郎君） 小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。学校周辺の横断歩道について、白線の消えかかっている箇所を見回って、警察を通じて安全委員会のほうにお願いをしたというようなことですが、特に、北小学校の江ノ口新居須線が一番学校の前の横断歩道、子供たちが一番多く通る横断歩道ですが、もう大分1か月位なると思うのですが、白線がもう、ほとんど消えております。それから、今日、今朝見て回ったところ、東中学校の東側の横断歩道も、あるのかないのか分からないような白線になっております。やはり、これは警察ともっと密接な関係で、警察が聞かなんたら公安委員会のほうにお願いするのであれば、もっと警察に引くまで、引いてくれるまで、粘り強くお願いをしていただきたいと、これも子供たちのことなので、事故があっては遅いと思われます。早急に対応を望みます。これ、どのようにお願いしたか、また、ちょっと伺っておきます。

それと、北小学校では、5月12日、1年生、3年生を対象に交通指導を目的に交通安全教室を開いたと聞きました。この時にちょっと前を通ったんですけど、生徒が自転車を、日頃使っている自転車を持ってきて、警察の方が数人おられて、自転車の乗り方とかを指導していただいていたと思うんですけど、その時に、白線が消えかかっている横断歩道の話は出なかったのか。

また、各小学校も5月19日に学校安全の日として、交通指導をしていると聞きましたが、この交通指導に対して、教育委員会としてどのように関わっているか伺っておきます。

次に、排水路対策について、これについては、今まで、先輩や同僚議員の方が数々質問をされております。特に、千間堀については、もう何人もの方が質問されて、予算がないのでというような、先ほども100億円も要するというような話も出ましたが、一向に進んでおりません。この千間堀で近年新しく家を建てられた方が、台風の度に家に帰れないということで、引っ越しをされた方もいると聞きます。

町民の命と安全を守るのが、行政の役目と思いますが、再度、この千間堀については、副町長にどのように取り組んでいくか伺っておきます。答弁により再々問いたします。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 小川議員さんの再質問のうち、横断歩道等の改修についての要望状況ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほども申しあげましたとおり、私どもで現地確認等をさせていただき、位置図それから写真等を撮りまして、板野警察署のほうに状況報告をさせていただき、改善をするよう求めているというのが、現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） 小川議員さんの再問のうち、交通安全、学校での取組についてですけれども、学校におきましては、小学校3年生から自転車の安全教室というのを開催しております。その時に板野警察署からも指導に来ていただいておりますけれども、その際に、横断歩道の白線が消えかかっているとか、そういった問題について、学校からの報告というのは上がってはないと考えております。

ただ、教育委員会といたしましては、学校におきましても、集団下校の際とか、教職員によって、通学路の安全確認というのは、日々行っております。改善が必要な所は、また教育委員会のほうにも連絡がありますので、その際には関係機関にも報告をするようにしております。以上でございます。

○議長（森志郎君） 友竹副町長。

〔副町長 友竹哲雄君登壇〕

◎副町長（友竹哲雄君） 小川議員さんの排水対策についての千間堀の取組ということでございますけれども、この千間堀については、建設課のほうでもその都度、浚渫の費用も組ませていただいて、浚渫工事を実施するとともに、抜本的な解決にはなるかどうか分かりませんが、一番、末端のほうの北島町になります、北高校の踏切部分、その部分が一段と狭くなっておりまして、南千間と北千間の合流地点にも当たります。そこの改修をどうにか行えれば、少々の改修ができるようにも思うんですけど、何分その部分が、北島町の区域でございまして、機会があれば、北島町のほうにも町の実情を報告して、協力していただけるかどうか、ちょっと交渉もしてみたいと思います。

○議長（森志郎君） 小川幸英君。

● 3 番議員（小川幸英君） 千間堀を前向きに取り組むというような、北島町との話もありますので、これは早急に北島町と協議して取り組んでいただきたいと思えます。

それから、ちょっと、再問で言い忘れておったんですけれども、高齢者の運転免許証返納に対する取組について伺いましたが、これの答弁は平成 28 年の 3 月議会に同僚議員が、高齢者対策の質問に対して、買物については、民間事業者による移動スーパーや宅配サービス、食事の配食サービスなどが充実してきており、利用の選択が広がっているというようなことで、一緒の答弁でありましたが、やはり、同じ答弁ですることなしに、理事者は新しくいろいろ検討して、今後答弁していただきたいと思えます。終わります。

● 14 番議員（佐野慶一君） 議長。

○議長（森志郎君） 佐野議員。

● 14 番議員（佐野慶一君） さっきの私の指摘やけども、会議録から消してくれるのか、どうするのか、きちんと決めておいてくれる。消すんだろ。間違っておるんだったら。きちんと説明しておいて。

○議長（森志郎君） 今の質問ですけど、中身を確認して必要があるようであれば消すようにします。

○議長（森志郎君） 以上で、通告のありました 5 名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。お諮りいたします。議案調査のため 6 月 15 日から 6 月 20 日までの 7 日間を休会としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、6 月 15 日から 6 月 20 日までの 7 日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、6 月 20 日午前 10 時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午後 2 時 00 分散会

平成29年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成29年6月20日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 1 番議員 | 喜田 修 | 9 番議員 | 西岡 恵子 |
| 2 番議員 | 古川 義夫 | 10 番議員 | 西川 良夫 |
| 3 番議員 | 小川 幸英 | 11 番議員 | 森 彪 |
| 4 番議員 | 林 茂 | 12 番議員 | 永濱 茂樹 |
| 5 番議員 | 安藝 広志 | 13 番議員 | 奥村 晴明 |
| 6 番議員 | 烏海 典昭 | 14 番議員 | 佐野 慶一 |
| 7 番議員 | 矢部 幸一 | 15 番議員 | 平石 賢治 |
| 8 番議員 | 徳元 敏行 | 16 番議員 | 森 志郎 |

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 石川 智能 |
| 副町長 | 友竹 哲雄 |
| 監査委員 | 林 健太郎 |
| 教育長 | 和田 哲雄 |
| 教育次長 | 下竹 啓三 |
| 会計管理者 | 奥田 浩志 |
| 総務課長 | 梯 達司 |
| 福祉課長 | 森 伸二 |
| 企画政策課長 | 高橋 英夫 |
| 税務課長 | 藤本 伸 |
| 健康推進課長 | 高田 俊男 |
| 社会教育課長 | 近藤 政春 |
| 住民課長 | 佐野 正洋 |
| 生活環境課長 | 石川 洋至 |
| 建設課長 | 近藤 孝公 |

| | |
|---------------|-------|
| 経済産業課長 | 森 美津子 |
| 下水道課長 | 賀治 達也 |
| 水道課長 | 森 隆幸 |
| 西クリーンステーション所長 | 高木 律生 |

5 議事日程

議事日程（第3号）

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第1 | 議第30号 | 平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2 | 議第31号 | 藍住町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第3 | 議第32号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第4 | 議第33号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第5 | 議第34号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第6 | 議第35号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第7 | 議第36号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第8 | 議第37号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第9 | 議第38号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第10 | 議第39号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第11 | 議第40号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第12 | 議第41号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第13 | 議第42号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第14 | 議第43号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第15 | 議第44号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第16 | 議第45号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第17 | 議第46号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第18 | 議第47号 | 脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について |
| 第19 | 請願第1号 | 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願 |

6月20日

午前10時7分開会

○議長（森志郎君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

林茂君、その場で結構ですので起立をお願いします。

〔4番議員 林茂君起立〕

林茂君の6月14日の一般質問における発言について、記録を調査したところ、
（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業に関わる予算額について

との発言がありました。

しかし、事業費の財源には、国の補助金のほか、地方交付税などが含まれており、町税や使用料・手数料だけで賄われているわけではありません。

したがって、町民一人当たり11万8,000円の負担を強いられるような、誤解を招く発言は不穏当と認めますから、発言の取消しを命じ、今後こういうことがないように強く注意をしておきます。以上です。分かりましたか。

●4番議員（林茂君） 国庫支出金を減した額が。

○議長（森志郎君） 分かりましたか。

●4番議員（林茂君） 分かりました。

○議長（森志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、報告しておきます。

○議長（森志郎君） これより本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、議第30号「平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第3、議第32号「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」の3議案を一括議題といたします。

これより、上程全議案に対する総体質問を許可いたします。

質問のある方は、御発議をお願いいたします。質問ありませんか。

[質問する者なし]

○議長（森志郎君） ないようですので、総体質問を終わります。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、議第30号「平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第32号「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」の3件を一括して採決します。

お諮りします。議第30号「平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第32号「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議第30号「平成28年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第32号「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森志郎君） 日程第4、議第33号から日程第16、議第45号「農業委員会委員の選任の同意について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

石川町長。

[町長 石川智能君登壇]

◎町長（石川智能君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、第33号議案から第45号議案の藍住町農業委員会委員の選任の同意について、提

案理由の説明を申し上げます

藍住町農業委員会委員の選任については、7月に改選される農業委員の選任について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。今回、議会の同意をお願いする農業委員の氏名を申し上げます。

第33号議案につきましては、住所・藍住町奥野字猪熊54番地、氏名・篠原正明、生年月日・昭和31年1月27日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第34号議案につきましては、住所・藍住町奥野字乾209番地1、氏名・木内元芳、生年月日・昭和24年7月21日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第35号議案につきましては、住所・藍住町東中富字直道傍示36番地3、氏名・高畑正明、生年月日・昭和16年5月31日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第36号議案につきましては、住所・藍住町東中富字慶長46番地5、氏名・佐野健志、生年月日・昭和62年6月8日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第37号議案につきましては、住所・藍住町徳命字新居須185番地、氏名・坂野好宏、生年月日・昭和31年9月11日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第38号議案につきましては、住所・藍住町徳命字小塚48番地4、氏名・黒上晴美、生年月日・昭和25年2月18日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第39号議案につきましては、住所・藍住町富吉字穂実70番地2、氏名・小原周治、生年月日・昭和29年8月21日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第40号議案につきましては、住所・藍住町勝瑞字東勝地316番地1、氏名・國北昌男、生年月日・昭和42年10月31日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第41号議案につきましては、住所・藍住町笠木字中野21番地3、氏名・岡本誠司、生年月日・昭和37年9月22日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第42号議案につきましては、住所・藍住町住吉字江端47番地1、氏名・渡邊早見、生年月日・昭和23年1月14日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第43号議案につきましては、住所・藍住町住吉字神蔵147番地3、147番地5、氏名・藤井義憲、生年月日・昭和43年12月25日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第44号議案につきましては、住所・藍住町矢上字安任153番地2、氏名・安川定幸、生年月日・昭和33年4月10日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。第45号議案につきましては、住所・藍住町乙瀬字中田156番地7、氏名・安崎三代子、生年月日・昭和

38年8月6日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（森志郎君） 議第33号から議第45号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。よって、議第33号から議第45号「農業委員会委員の選任の同意について」は、住所・藍住町奥野字猪熊54番地、氏名・篠原正明氏、生年月日・昭和31年1月27日、住所・藍住町奥野字乾209番地1、氏名・木内元芳氏、生年月日・昭和24年7月21日、住所・藍住町東中富字直道傍示36番地3、氏名・高畑正明氏、生年月日・昭和16年5月31日、住所・藍住町東中富字慶長46番地5、氏名・佐野健志氏、生年月日・昭和62年6月8日、住所・藍住町徳命字新居須185番地、氏名・坂野好宏氏、生年月日・昭和31年9月11日、住所・藍住町徳命字小塚48番地4、氏名・黒上晴美氏、生年月日・昭和25年2月18日、住所・藍住町富吉字穂実70番地2、氏名・小原周治氏、生年月日・昭和29年8月21日、住所・藍住町勝瑞字東勝地316番地1、氏名・國北昌男氏、生年月日・昭和42年10月31日、住所・藍住町笠木字中野21番地3、氏名・岡本誠司氏、生年月日・昭和37年9月22日、住所・藍住町住吉字江端47番地1、氏名・渡邊早見氏、生年月日・昭和23年1月14日、住所・藍住町住吉字神蔵147番地3、147番地5、氏名・藤井義憲氏、生年月日・昭和43年12月25日、住所・藍住町矢上字安任153番地2、氏名・安川定幸氏、生年月日・昭和33年4月10日、住所・藍住町乙瀬字中田156番地7、氏名・安崎三代子氏、生年月日・昭和38年8月6日、を選任同意することに決定いたしました。なお、選任年月日は、平成29年7月20日であります。

○議長（森志郎君） 日程第17、議第46号「農業委員会委員の選任の同意について」を議題とします。なお、本案については、地方自治法第117条の規定によりまして、鳥海典昭君が除斥に該当しますので、鳥海典昭君の退場を求めます。

〔鳥海典昭議員、退場する〕

○議長（森志郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） つづきまして、第46号議案の藍住町農業委員会委員の選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。今回、議会の同意をお願いする農業委員の氏名を申し上げます。住所・藍住町勝瑞字西勝地112番地、氏名・鳥海典昭、生年月日・昭和32年9月27日、選任年月日は、平成29年7月20日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森志郎君） 議第46号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。よって、議第46号「農業委員会委員の選任の同意について」は、住所・藍住町勝瑞字西勝地112番地、氏名・鳥海典昭氏、生年月日・昭和32年9月27日、を選任同意することに決定いたしました。なお、選任年月日は、平成29年7月20日であります。鳥海典昭君の入場を認めます。

〔鳥海議員、入場する〕

○議長（森志郎君） 日程第18、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

第47号議案、脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結については、6月13日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。内容を申し上げます。1. 契約の目的、脱着装置付コンテナ専用車購入。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、569万1,600円。

うち取得に係る消費税及び地方消費税額、42万1,600円。4. 契約の相手方、住所・徳島市中吉野町二丁目13番地、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社徳島支店。代表者・支店長、山上嘉弘。5. 納期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から平成30年2月28日まででございます。

よろしく御審議くださいまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森志郎君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時26分小休

〔小休中に、高木西クリーンステーション所長、補足説明する〕

午前10時29分再開

○議長（森志郎君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森志郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森志郎君） 日程第19、請願第1号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした、請願文書表のとおり、本請願1件のみとなっております。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （請願文書表を朗読）

○議長（森志郎君） 請願第1号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） 議長から提案の説明を求められましたので、請願の趣旨の説明をいたします。「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」請願の趣旨、2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化にむけて厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を厚生労働省に報告することとしていました。しかし、いまだその試算内容が明らかにされず、各市町村は来年の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっております。

保険料がどうなるのかということは、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題であり、各市町村には低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じた制度を定めてきた歴史があります。にもかかわらず、いまだ具体的な数字が出されず何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対し、貴自治体から徳島県及び国に対して以下の内容での意見書を採択するよう請願いたします。請願事項、（1）事業納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。（2）払える保険料とすること。（3）一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと。（4）準備が整わないまま拙速な実施はせず、延期することも検討すること。以上です。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森志郎君） お諮りします。請願第1号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森志郎君） 「討論なし」と認めます。

○議長（森志郎君） これから、請願第1号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」を採決することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森志郎君） 起立少数です。

したがって、請願第1号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願書」は、不採択とすることに決定しました。

○議長（森志郎君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（森志郎君）　ここで、議会閉会前の御挨拶を石川町長からお願いいたします。

石川町長。

〔町長　石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君）　6月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る、6日の開会から、本日までの15日間にわたり、提案申し上げました議案につきまして、十分御審議をいただき、本日追加提案いたしました議案を含め、全議案を御承認いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また、この間一般質問等におきまして、議員各位から、子育て支援を始めとする福祉や教育問題、ふるさと納税やマイナンバー問題、農産業や防災、住環境問題など幅広い問題に関しまして、貴重な御意見、御提言を賜りましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

開会日にも申し上げましたとおり、私の残された期間は5か月余りでございます。残された期間、多くの課題もございますが、誠心誠意、頑張ったいと思っております。

これから本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますよう、お願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶いたします。ありがとうございました。

○議長（森志郎君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これをもちまして、平成29年第2回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

| | | |
|---------|----|----|
| 藍住町議会議長 | 森 | 志郎 |
| 会議録署名議員 | 小川 | 幸英 |
| 会議録署名議員 | 林 | 茂 |